

構造改革特区関係資料

- 構造改革特区の実現に向けて
- 「構造改革特区」（「食」と「農」関連）に対する提案について

構造改革特区の実現に向けて

平成14年7月26日

内閣官房
構造改革特区推進室

1. 構造改革特区の理念

我が国経済の活性化のためには、さまざまな規制の早急な改革が必要

様々な事情で規制改革が遅れている分野あり

構造改革特区の導入

地方公共団体等の自発的な立案により、当該地域の特性に応じて、規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域での構造改革を実施する。

特定地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な規制改革へと波及し、我が国全体の経済が活性化

地域特性が顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により地域経済が活性化

2. 構造改革特区のポイント

- ①地方公共団体や民間の「知恵と工夫の競争による活性化」
 - ★国があらかじめモデルを示すのではなく、地方公共団体、民間が地方の特性に合わせて提案
 - ★可能な限り幅広い規制(法律、政省令、通達等)を対象

- ②地方公共団体主導の実施
 - ★個別事業は地方公共団体が責任をもって実施
 - ★従来型の財政措置を講じない(既存の予算措置との組み合わせは可。)

- ③地域特性に応じた先行的な改革の実施
 - ★全国レベルで規制改革を行うべきものは、全国レベルで実施。「特区」は地域特性等にあわせて先行的に規制改革を行うもの。

3. 留意点

- 個別の特区の備えるべき要件については今後検討するが、以下のようなものが考えられる。
 - ①当該地域の固有の特性(自然的・歴史的特性、施設や技術、機能の集積等)を活かした規制の特例措置の導入を行うことによって、当該地域が活性化し、ひいては我が国経済の活性化に資するものであること
 - ②規制の特例を設けても、適切な代替措置等を講じることによって社会的な弊害が生じないこと
 - ③具体的な民間企業の参入が想定されているなど、計画の熟度、実現可能性があるものであること

- 申請主体、実施主体は、都道府県及び市町村からの提案を踏まえて、今後検討する。

- 申請に当たっては、地方公共団体は民間等のニーズや意見を十分に踏まえる。

4. 今後の進め方

○平成14年

7月26日 全都道府県、指定都市を対象とした構造改革特区に関する説明会の開催(都道府県より管内市町村等に構造改革特区の趣旨等を速やかに周知願います。)

8月上旬 希望者を対象とする説明会の実施

地方公共団体が提案を検討

8月30日 地方公共団体からの構造改革特区に関する提案受付けの締め切り

○内閣官房構造改革特区推進室において地方公共団体等からの提案を整理
○政府において特区の実施に向けた方針を決定し、必要な法令等の案を立案

法令等の施行後、地方公共団体から正式な申請を受付け

《参考》これまでの経緯

平成14年

- 4月24日 経済財政諮問会議において、平沼経済産業大臣及び民間4議員が、それぞれ改革特区構想を提案【参考資料1参照】
- 5月2日 総合規制改革会議の規制改革特区WGにおける具体的な検討が開始
- 6月25日 構造改革特区の導入と制度改革の具体化に向けて内閣官房に推進組織を設置することを盛り込んだ「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を閣議決定【参考資料2参照】
- 7月5日 内閣官房構造改革特区推進室発足
- 7月23日 総合規制改革会議が「規制改革特区」構想の中間とりまとめを決定【参考資料3参照】
- 7月26日 内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部発足【参考資料4参照】

「構造改革特区」（「食」と「農」関連）に対する提案について

平成14年6月28日
大臣官房企画評価課

- ・ 4月下旬より地方農政局等を通じて、「食」と「農」に関する「構造改革特区」に対する各地域（都道府県・市町村・関係団体）からの提案を聴取したところ。
- ・ その結果、89件が提案された。

※今回、調査結果の公表にあたり、提案者名を公表することに了解を得られた者のみ提案者名を公表しています。

「構造改革特区」（「食」と「農」関連）に対する提案

提案者名	「特区」の具体的内容	「特区」の規模	「特区」による経済的効果	関連すると考えられる制度	その他（留意すべき事項）
北海道	<p>地域活性化型農企業等創生特区 【提案の趣旨】 農業の体質強化、農村地域の活性化などに資するため、知事の裁量による農地法等の規制緩和などを行い、法人の経営基盤の強化や多角化を促進するとともに、転用目的による農地の取得などを排除しつつ、地域に根ざした株式会社等の地場企業などが農地を取得し、農協や農業者などとの連携により、安全な食料生産や地域におけるアグリビジネスの振興などに取り組む環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)の内容】 (1) 農業生産法人要件の見直し ア 事業要件 ○ 農業生産法人の経営の多角化や農外の地場企業の農業参入を促進する観点から、法人が実施する関連事業の範囲の拡大 ・ 農地法施行規則における関連事業の範囲に民宿、市民農園、アウトドア施設の設置、除雪などの事業を追加 イ 構成員要件 ○ 農業生産法人に対する出資をより大きく、より幅広い層から受けられるための規制緩和 ・ 取引関係にある企業、生協等からの大口出資により経営基盤の強化を図る観点から、「一構成員当たりの議決権制限(10分の1以内)」の要件を撤廃するほか、「農外の議決権は総数4分の1以下」の要件を緩和 ・ 出資者の範囲は、「その法人の活動区域内に居住する個人(消費者)又は事業所を有する企業等(建設業者等)」を追加 ウ 業務執行役員要件 ○ 「農業に常時従事する役員の過半が農作業に一定程度(60日以上)従事すること」の要件の撤廃</p> <p>(2) 贈与税等の特例措置 ○ 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を、農業生産法人へ農地を提供した場合、継続させる特例措置の創設</p> <p>(3) 土地利用規制の緩和 ○ 農業生産法人の事業として設置する施設(加工・販売施設、レストラン、民宿など)に対す</p>	北海道	<p>農業生産法人の経営基盤の強化、多角的な事業展開が可能になるとともに、新たな農業・農村の担い手として、期待される地場企業の農業参入や関連事業の展開が容易になり、地域農業・農村の活性化が図られる。</p>	農地法、農振法、都市計画法	企業の農業参入に当たっての地域との協調関係の構築

	<p>る、土地利用規制の緩和 農地法：4条に定められる転用許可不要施設の 範囲の拡大及び許可不要面積（2a未済）の引 上げ 農振法：農業用施設の対象範囲の拡大（レスト ラン、民宿など） 都市計画法：市街化調整区域内における許可対 象に追加</p>					
北海道	<p>農的暮らし推進特区 【提案の趣旨】 地産地消を通じた安全・安心な食品の確保、農 村地域の活性化などに資するため、より多くの住 民が小規模な農業生産や農的な暮らしに親しめる よう、知事の裁量による農地法等の規制緩和を行 い、無秩序な農地の転用や耕作放棄化を招かない などの配慮を行いつつ、一般住民が容易に農地や 菜園付き小屋（ダーチャ）等を持てる環境づくり を進める。</p> <p>【特区（規制緩和）の内容】 農地法などの土地利用規制について、知事に権 限を移譲することにより、定年帰農者など農的暮 らしの希望者に対して、農地や菜園付き小屋（ダー チャ）等の権利取得を容易にする。</p> <p>(1) 「農地法」第3条第2項（農地の権利移動の 制限）における許可要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第3条の4で定められている下限面 積設定基準を見直し、独自の設定基準により下 限面積を設定（40 / 100 要件、10a の整数倍要 件の撤廃） <p>(2) 土地利用規制の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農地法」第4条に定められる転用許可不要 施設の範囲の拡大及び許可不要面積（2 a 未済） の引上げ ・ 「農振法」の農業用施設の対象範囲の拡大 ・ 「都市計画法」の市街化調整区域内における 許可対象施設の拡大 <p>(3) 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関 する法律」（特定農地貸付法）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設主体に農業生産法人を追加 	北海道	<p>農的暮らしを志向する人々の農村へ の移住や、都市住民が広く農地等を持 って趣味的・自給的な小規模農業に取り 組むことにより、地産地消の取組み を通じた安全・安心な食品の確保や農 業・農村への理解が促進されるととも に、農業資材関連産業など地場産業の 振興を通じ、農村地域の活性化が図ら れる。</p>	農地法、農振法、特定農地貸 付法		
北海道	<p>アグリビジネス振興特区 【提案の趣旨】 農家所得の確保、農村地域の活性化などに資す るため、知事の裁量による農地法、旅館業法等の 規制緩和などを行い、適正な土地利用や利用者の 安全の確保などに支障が生じないなどの配慮を行 いつつ、ファームインやファームレストラン、農</p>	北海道	<p>農産物の付加価値の向上等による農業 者の所得の確保をはじめ、都市住民の 農業・農村に対する理解の促進、都市 住民との交流による農村の活性化、雇 用の場の創出などが図られる。</p>	<p>農地法；農地転用許可 農振法；開発行為の許可 都市計画法；開発行為の許可 旅館業法；営業許可 建築基準法；建築確認申請 消防法；建築許可の同意 浄化槽法；浄化槽に関する基 準等</p>		

	<p>産物加工・産直 施設の開設、農場ワイン等、グリーン・ツーリズムの受入れを中心とするアグリビジネスの振興に向けた環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)の内容】 農業者等によるアグリビジネス関連施設の設置や営業行為等について、知事の裁量により、農地法、農振法、都市計画法等について規制緩和する。</p>			<p>食品衛生法；飲食店営業許可、製造業許可 水質汚濁防止法；排水基準 酒税法；酒類の製造免許</p>	
北海道	<p>農業施設等多面的利用特区 【提案の趣旨】 農村地域の活性化に資するため、知事の裁量による補助金適化法の規制緩和などを行い、農業用ダム等既設の土地改良財産や水利権などの諸権利について、事業上の利用に支障を来さない範囲で、農外利用や住民利用等多面的な利用を可能とする環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)の内容】 ○ 土地改良法や補助金適化法による事業上の利用制限の緩和 ○ 地元負担金の償還条件の緩和など</p>	北海道	<p>農村における生活環境の改善や都市と農村の交流、アグリビジネスの振興などにより、農村地域の活性化が図られる。</p>	<p>・土地改良法第94条の4の2 本来の用途又は目的を妨げない限度において、国営土地改良事業によって造成された施設を発電、水道等の公共の利益となる事業に対し、共用持分を与えることができることとされているが、その対価の額及び支払方法、管理の方法、管理に関する費用の分担等を定めた協定書の締結が必要 ・補助金適化法 など</p>	
北海道	<p>農村地域総合的施設利用推進特区 【提案の趣旨】 農村地域の活性化に資するため、知事の裁量による補助金適化法の規制緩和などを行い、学校施設、医療施設、福祉施設、文化施設など、補助事業上の利用に支障を来さない範囲で、農業外も含めた地域の各種補助施設の他用途利用等を促進する環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)内容】 ○補助金適化法による補助事業上の利用制限の緩和 ・補助施設の他用途利用承認の知事への権限移譲 ・附帯施設の処分制限の緩和</p>	北海道	<p>農村における生活環境の改善や都市と農村の交流等により、農村地域の活性化が図られる。</p>	補助金適化法 など	
北海道	<p>自然生態系回復特区 【提案の趣旨】 農村の自然の再生に資するため、知事の裁量による農地法等の規制緩和などを行い、耕作放棄化が懸念される農地への住民参加による植林等を通じた自然植生の回復やバイオトープの設置などにより、地域の自然生態系の回復・維持を促進する環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)の内容】 ○農地転用許可、農振地域の除外</p>	北海道(知事が指定する範囲)	<p>○周辺の優良農地に係る自然災害の回避 ○耕作放棄地等が単に管理されずに放置され、荒廃化することを防止し、地域の自然生態系が回復・維持 ○自然と共生し、豊かな生態系が守られる農業・農村の確立</p>	補助金適化法 土地改良法 農地法 農振法 など	<p>特区設定に当たり、近隣自然公園等との連携を図る必要がある。</p>

	<p>○土地改良事業等の処分制限期間内における受益地の転用に伴う補助金返還免除</p> <p>○土地改良負担金（国営事業負担金、農業基盤整備資金等）の償還免除 など</p>				
北海道	<p>低コスト園芸施設導入特区 【提案の趣旨】</p> <p>園芸施設に係る建築基準法の適用については、基本的には全国一律の基準によるものとなっていることが施設整備の高コスト化の一つの要因となっている。園芸の体質強化を図るため、知事の裁量による建築基準法の規制緩和などを行い、低コストで高付加価値型の農業展開に向けた安価で適正な園芸施設等の整備を促進する環境づくりを進める。</p> <p>【規制緩和の例】</p> <p>○建築基準法の適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の裁量により、例えば、檜山の風、後志・留萌の雷・風、十勝・網走・釧路・根室の凍上など、地域の気象・土壌条件に即した独自の基準を検討 <p><現状における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸施設においては、一般に鉄骨ハウス 200 m²以上の施設については、建築基準法の適用を受け、同法に基づいた構造が必要とされている。 ・施設園芸の先進県では国の「園芸施設の暫定基準」を適用している県もあるが、北海道では積雪加重も加わることもあって建築基準法に基づき実施されているのが実態。 ・このため、北海道では施設園芸が野菜主要県に比べ立ち遅れており、簡易なパイプハウスでは通年供給は不可能なため、道内の生鮮冬野菜は府県に依存するなど、夏場の移出用中心の生産構造の改革が不可欠。 	北海道	<p>○野菜など構造改革や地域農業構造の改革促進</p> <p>○企業等他業種の参入促進と雇用の拡大</p> <p>○低コストな施設整備による新規就農者、高齢農業者の対応強化</p> <p>○風力発電、バイオエネルギー、雪の冷熱等との連携による新分野の開拓</p> <p>○いちご等の通年供給による製菓企業等他産業の連携強化</p>	建築基準法 など	
JAグループ北海道（北海道農業協同組合中央会）	<p>主業農家を中心とした農業主業地帯である北海道においては、本道の実態に即した農地利用のあり方や農業・農地の担い手・受け手のあり方を構築し、地域農業の振興を図っていく必要がある。</p> <p>具体的には、個別経営体を補完する農業生産法人、当面、受け手のいない優良農地等の受け手や農作業の受け手となるJA出資型農業生産法人等の公益的な農業生産法人の育成が不可欠なので、この公益的な農業生産法人に対する特例措置を講じること。</p> <p>* 構造改革特区における農地法・農業経営基盤強化法の特例的な扱いではなく、主業農家を中心として、個別経営体を補完する地域農業補完システムの構築という方向とする必要がある。</p> <p>農地の受け手となる公益的な農業生産法人については、地域の実情に即して農地流動化を促</p>	市町村単位	<p>遊休化、耕作放棄化が懸念される優良農地の有効活用が可能となり、地域農業生産額の向上や食料自給率の向上につながる。</p>	農地法、農地保有合理化事業、農業生産法人制度	<p>昨年、農地法が改正され、農業生産法人の1形態として株式会社の農業参入が認められたばかりであり、その実績について十分に検証して問題点も整理することが重要である。そうした検証無しに、一般企業の参入を意図した農地法の規制緩和は行うべきではない。</p>

	進し、最終的に担い手へ利用集積し、農業生産の向上につながるように、現行の農地保有合理化事業の枠にとられず、農地所有・農地保有等の権限を市町村長又は知事に委ねるよう権限の委譲を図ること。				
J Aグループ 北海道（北海道農業協同組合中央会）	カナダで認可されている簡易ハウス等、新しい建築資材を使った建築物の迅速な認可が可能となるよう、許可権限を地方行政へ委譲すること	北海道単位	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営の施設コストの低減が期待できる。 加えて、酪農経営では、最新の搾乳施設の導入が容易になる。 J A倉庫等に利用した場合、農業生産資材コストの低減が期待できる。 	消防法、建築基準法 ・ 消防法の定めるB地区」（市街化調整区域等）にシート屋根のハウスを建てる場合、建築基準法ではシートはグラスファイバー製のものに制限されている。 ・ 一定以上の床面積のハウス建設には市町村の建築指導課の認可が必要だが、シートはグラスファイバー製、又は、（社）日本膜構築物建設協会が認可した施設であることが条件	
J Aグループ 北海道（北海道農業協同組合中央会）	日本の食料生産基地である北海道地区を対象に、農薬については、自己消費の目的で輸入する場合も、農薬取締法の対象にする。 農薬の個人輸入代行業者を農薬取締法に基づく販売業者に指定し、無登録農薬については、本道での輸入代行業を禁止する。	北海道単位	消費者に対し、安心・安全な食品の供給体制の確立が今ほど問われている状況はないので、本道での無登録農薬の輸入代行業を法律で禁止することで、消費者の北海道農畜産物に対する信頼を一層確保できる。	農薬取締法	
J Aグループ 北海道（ホクレン農業協同組合連合会）	北海道の農産物の加工適性評価・新用途開発のため、農業団体・消費者団体・民間企業・研究機関・行政が構成する「地域実証型プロジェクト」に対し、公的研究機関などから必要な農業研究者の参加を得るために、これら研究者が本プロジェクトを兼務できる自由度の高い公務員などの副業・倫理規定を設定すること。 また、研究開発予算枠の大幅な確保や小規模加工業者への支援開発した製品のPR対策への支援、及び趣旨に賛同する消費者等からの投資に対する税優遇措置を講じること。	希望市町村・地域又は北海道	<ul style="list-style-type: none"> 道産農畜産物の需要拡大（パン、めん、そば、でん粉、米製品等） 食品産業による雇用の創出 リスクアナリシスによる消費者とのリスクコミュニケーションの構築 北海道農業の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員副業・倫理規定 必要な大型作業機の作成や輸入に関する税制度 当該プロジェクトへの投資や寄付行為に関係する税制度 	当該商品の原料農産物確保のため、米の直播栽培や精密農法（ミニマム投入による高品質・安全農作物の生産、センサーモニタリングによるロボット農作業システム）の研究開発と普及を、平行して進める必要がある。
北海道農業会議	農地法第2条に定める農業生産法人関係 特定農企業（仮称）制度による適用緩和 農地法第2条に定める農業生産法人以外の会社組織等であっても、一定の条件を満たすものを「特定農企業」（仮称）をして、農業への参入を認める。ただし、その場合にあつては、少なくとも次の要件のすべてを満たすことを条件とする。 ① 農用地利用改善団体が定める農用地利用規程に基づき、改善団体地区内の一定割合の農地を活用する株式会社等で、農地の有効利用や地域の雇用	北海道の地域	地域に密着する多様な担い手を育成することで、地域の経済活動の活性化と持続性確保を可能とするとともに、地域での雇用機会の拡大で雇用対策、過疎対策につながる。 また、ビジネスチャンスを広げることで経営の安定から発展の可能性を拡大する。		

	<p>等の観点から、地域農業者の理解を合意を得られるものとする。</p> <p>② 取得する農地の権利は、原則として利用権のみとし、取得した農地を、耕作放棄もしくは荒廃・遊休化させるなどの事実が確認された場合は、直ちに返還することを条件とすること。</p>				
北海道農業会議	<p>農地法第2条に定める農業生産法人関係 特定農業生産法人（仮称）制度による適用緩和</p> <p>農用地利用改善団体が定める農用地利用規程に基づき、地域で核となる担い手として期待される農業生産法人を「特定農業生産法人」（仮称）として位置付け、農作業受託やコントラクター等の事業を行っている企業及び他の農業生産法人が構成員にやる場合や、地域の農業者が個別に経営を行いながら、法人経営に参画する場合等に、一定の要件緩和を行うこと。</p>	北海道の地域	<p>地域に密着する多様な担い手を育成することで、地域の経済活動の活性化と持続性確保を可能とするとともに、地域での雇用機会の拡大で雇用対策、過疎対策につながる。</p> <p>また、ビジネスチャンスを広げることで経営の安定から発展の可能性を拡大する。</p>		
北海道農業会議	<p>都市計画法第34条に定める市街化調整区域に係る開発行為関係</p> <p>市街化調整区域において農業者及び農業生産法人が行う次の開発行為を認める。</p> <p>① ファームイン ② ファームレストラン ③ 農産物の直売施設 ④ その他農業及び農業に関連する事業に取り不可欠な施設</p>	北海道の地域	<p>地域に密着する多様な担い手を育成することで、地域の経済活動の活性化と持続性確保を可能とするとともに、地域での雇用機会の拡大で雇用対策、過疎対策につながる。</p> <p>また、ビジネスチャンスを広げることで経営の安定から発展の可能性を拡大する。</p>		
北海道経済連合会	<p>農業法人を充実させることにより、新規就農者の受け皿、農村社会の活性化、経営の円滑な継承を図っていくことができるものとする。</p> <p>農業生産法人の課題として</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者や農業生産法人など地域農業の将来を支える経営感覚に優れた人材の育成・確保 農地の賃貸借期間、農地利用の交換、小作料水準、改良投資などが地域的・総合的にコントロールする利用管理システムの構築 「精密農業」の採用など環境に配慮した農業の高度化 コントラクター（農作業請負組織）の充実 生産者の所得確保、集出荷経費や運送料などの低減 	北海道全体	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の増大 地域の活性化による消費の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 農地法 農業経営基盤強化促進法 	<p>企業から出資をうけた農業生産法人は、その力関係でその傘下に組み込まれる可能性が大きく、系列下やグループ化で地域農業者の連携関係の希薄化が懸念される。農家の主体性できちんとした経営と地域関係をつくりだす必要がある。</p>
北海道北広島市	<p>「就農における各種規制を廃止」 農業を取巻く環境が様々に変化中、農地の保全が重要な課題となってきた。さらに、都市型生活から農村型生活への志向が高まりつつある。こ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地がある程度集約している地区 高齢農家で後 	<p>農地保全はもとより農村型生活のニーズに対応することができる。</p>	<p>農地法、都市計画法、北海道就農計画認定制度実施要領</p>	

	のことから新規就農における様々な規制を排除する。	継者がいない農地が集約している地区			
北海道栗沢町	<p>「農用地の有効利用」 農地法の規制緩和による民間企業等の農業進出の促進</p> <p>「グリーンツーリズム」 特定農地貸付法や市民農園整備促進法の規制や諸手続きの緩和による貸農園の開設促進と農地法、農振法、食品衛生法及び旅館業法の規制緩和による農家民宿の開業促進</p> <p>「アグリビジネス」 農業を核としたクラスター等の実現による地域農業の振興のための規制緩和</p>	都道府県単位	<p>「農用地の有効利用」 高齢化や後継者不足により農地流動化が停滞し、遊休農地や耕作放棄地などが将来増加するおそれがあるため、民間企業等の積極的な農業進出の促進により雇用を確保し、併せて農用地の保安全管理や有効利用を図ることができる。</p> <p>「グリーンツーリズム」 貸農園やB&B等の農家民宿による経済効果を希望する農家が増えているが、グリーンツーリズムに取り組む上では様々な法の規制や諸手続きをクリアしなければならず、これに伴い施設や設備等の増改築に多大な投資を必要とすることから、農家負担を軽減しながらグリーンツーリズムに取り組むことで都市と農村の交流による経済効果が期待できる。</p> <p>「アグリビジネス」 農業に関する農畜産物加工や開発、バイオ技術、貯蔵、通信、販売、情報サービスなど、農業を核としてそれぞれに関連した産業が協調連携し、生産から販売までの一貫した農業経営を実現するためのクラスターや農業法人を構築し、地域農業の振興を図ることにより、雇用の創出と安定した経済効果が期待できる。</p>	<p>制度資金融資、租税特別措置</p> <p>技術開発指導補助制度</p> <p>情報収集発信補助制度</p> <p>提案公募型補助制度</p>	特定の地域に着いては規制緩和には権限の委譲と財源確保が必要であるが、その反面、国の規制免除に伴う地方自治体の事業責任が発生する。
北海道北村	<p>「経営体の育成と確保に向けた施策の重点化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専業農家育成を視点とした施策の重点化 ・ 新規就農者の参入・定着に対する障壁の除去 ・ 経営体の法人化の円滑な推進を資するための施策の重点化 <p>「生産者の視点に立った試験研究の推進と迅速な技術指導」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究及び普及組織に対する受託研究（指導）の柔軟な実施 ・ 特区内の独立行政法人・都道府県・市町村職員 の自由度を拡大し、兼職や人事交流の円滑化を図る 	北海道全域を基本に、営農形態及び経済圏域を考慮して施策や規制緩和のメリハリをつける。	<p>現有の生産規模及び農家経済の維持</p>	<p>農地法、農業改良助長法、地方公務員法</p>	<p>特区内の住民（生産者）が経済特区によるメリットやデメリットを的確に理解していくための啓蒙を図る。</p>
北海道北竜町	北海道農業と本州農業の構造（面積規模、専業率等）が違うのに全国統一の制度を適応させることは、ない独自の政策を実施する事が活力を生む。	都道府県単位と市町村単位で構造改革特区が理	<p>本来経済活動は自由かつ公平な競争によって活性化が生まれる。現在規制が多く自由な活動ができなく経済自体</p>	<p>権限委譲</p>	<p>規制の廃止が国民全体の不利益になるようなことにならないようしなければならない。</p>

	<p>1. 生産調整の場合、機械投資しない本州の場合作業委託は効果的である。しかし北海道は面積も大きく、作業適期（気候等で）個人作業にならざるを得ない。実態に合わないのである。</p> <p>2. 農振法S45年当時経済成長で農地乱開発があり、規制が必要な地域もあった。北海道の田舎では土地の乱開発もない。反対にそれが規制となって商店等が衰退し、町自体の経済が落ち込んだ。</p>	<p>想である。地方行政の特色を出すのは条例である。それが現在条例自体どこを比較しても特色がない条例となっている。</p>	<p>が衰退している。シュンペーターのコンドラチェフ波はインベーションによって生まれるが、今の産業施策は保護に趣をおき新たな産業創出がない。構造改革特区によっては活性化が図れるであろう。</p>		<p>経済活動が国民の繁栄と幸福をもたらす（安価で安全で良品質の提供）よう理念も育成しなければならない。</p>
北海道秩父別町	市町村長への権限委譲 道への農振農用地区域の除外協議を廃止し市町村長へ権限を委譲する。	市町村単位	大小規模関係なく企業、起業などにより地域の活性化が図られる。	農振法	
北海道美瑛町	「優良田園住宅建設のための各種規制の解除」 定年退職後等、家庭菜園を楽しみながら農村で暮らしたいとする都市住民を対象に、既存農地を宅地として転用する。	美瑛町全域 美瑛町全域の農地を本構造改革特区とし、優良田園住宅建設可能エリアとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・農村に対する都市住民の理解 ・地域内消費人口の増加 ・地域内経済の活性化 	農地法、農振法、都市計画法 土地改良法	町内農地の無制限な転用を避けるため転用に当たっては一定のルールが必要
北海道旭川市	「市街化調整区域における開発当該地の現地目証明取得免除特区」 農業者が市街化調整区域において農産加工施設の建設を行う際には、当該地の現地目証明が必要であるが、農地の地目変更や分筆をようするなど登記手続きを必要とする場合が多く手続きと登記費用の発生が加工事業への意欲減退の要因になる場合がある。このため、加工施設建設等に要する各種申請において、経費の発生原因である規制について検討する。	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者による農産加工事業への投資意欲を阻害する経費負担減 ・農産物付加価値の向上 	農地法、農振法、建築基準法 都市計画法、土地改良法	
北海道標茶町	農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築 ・近年の離農農家の特徴的傾向として、離農してもその土地で生活を継続するということがある。農地については近隣農家に切り売り、または賃貸することが多く、意欲的な新規就農希望者の受け入れ等、農地流動化の阻害要因の一つにもなっている。そこで一般的な規制緩和とは逆の流れとはなるが、生産に直接携わらない離農者については、町内他所への転居の誘導等を施策として展開できる枠組みをつくるものである。	市町村単位	新規就農による生産額の向上	農地法、固定資産税制、農業者年金制度	
青森県	都市と農村の交流及び耕作放棄地の農的利用を促進するため、農村滞在の拠点となる農林漁業体験民宿の開業や健康・生きがいのための農地利用を助長するグリーン・ツーリズム特区	市・郡単位（都市部から一定の距離があり、農村らしさを有している地域を幅広く選定）	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験民宿への宿泊受入による農家等の所得の向上 ・体験農場の整備等による耕作放棄地・遊休農地の減少 ・体験施設や農家レストランなどへの企業の参入及び雇用の創出 ・高齢者等の健康増進による医療費 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農地利用・所有についての規制緩和） ・建築基準法、消防法、食品衛生法等（農家等が体験民宿を開業する際の規制緩和） 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等による投機的な農地利用の防止 ・宿泊客等の安全性の確保

岩手県	<p>グリーン・ツーリズム特区 都市と農山漁村の交流を求めるニーズに対応し、地域の実情を踏まえた経済効果の高い取組みを促進する観点から、農家民宿等により都市住民を受け入れる場合（サービスの提供を含む）に関係する各種法規制を適用除外（一部は適用拡大）する特区を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「旅館業法」 農業者が副業的に経営し、かつ専ら農林漁業体験を提供する小規模（旅館営業に満たない規模）な農家民宿営業に利用される宿泊施設について規制の対象外とする。 ・「道路運送法」 農家民宿等の自家用車について、業として利用客送迎用に利用する場合について規制の対象外とする。 ・「酒税法」 グリーン・ツーリズムのように、少数の利用客に自家製造酒を少量生産し、提供しようとする場合について規制の対象外とする。 ・「特定農地貸付法」 特定農地貸付法の貸付主体に農家を加え、農家が直接、特定農地貸付けを実施できるようにする。 	<p>の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズムを積極的に推進している地域 ・観光牧場を推進している地域 ・豪雪地帯等一定期間の収入が減少する条件不利地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の農家家屋を活用した農家民宿等の開業が可能となり、地域の特性を生かした経営の多角化や冬期間収入の確保による農家所得の向上が期待される。 ・農家民宿等を核とした都市と農山漁村との対流が促進されるとともに、対流人口・宿泊者の増加による産直や特産品販売の拡大による地域経済の活性化が期待される。 	<p>「旅館業法」 「道路運送法」 「酒税法」 「特定農地貸付法」</p>	
岩手県	<p>都市と農山漁村の共生特区 都市と農山漁村の共生の観点から、都市住民等が農園の付帯した宅地の取得が容易となる特区を設定する。（一般住宅と一体となった農園で農業的体験が可能となる土地利用目的の転用については、農地区分や転用面積にかかわらず、農地法の規制を緩和する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農地法」 一般住宅と一体となった農業的体験を目的とする農園については、農地区分にかかわらず農地法の農地転用許可の対象として、農園部分も含め宅地として取得できるようにする。 <p>また、同様の土地利用目的で農地を転用する場合について、全体の転用面積が転用面積の目安である500㎡（国の指導）を超えても転用できるようにする。</p>	<p>中山間地域において、地域住民が話し合いによって自分たちの地域の活性化、遊休農地の解消のため、都市住民を迎え入れるための農地の利用計画を策定した地区。ただし、市町村がこの計画を認定し、この地区が一つのまとまりとなるように、一筆ごとの詳細な土地利用協定を締結した場合に限ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民に対し、農園付宅地が取得出来るという新たな農村の魅力を提供でき、農園付宅地分譲による住宅産業の活性化が図られる。 ・中山間地域において、遊休農地が解消され、定住・対流人口が増加することにより、地域の活性化が図られるとともに、地域農産物や農産物加工品の地場消費拡大が期待される。 	<p>「農地法」</p>	
岩手県	<p>遊休農地再生特区 遊休農地の有効活用の観点から、遊休農地等を抱</p>	<p>一定以上の遊休農地等が存在</p>	<p>民間企業も含めた遊休農地の積極的な活用により、農産物産地の形成が図</p>	<p>「農地法」 「民法」</p>	

	<p>える一定の地域において、地方公共団体の小作地の所有等を可能とし、その管理のもとに、農家や民間企業に農地を貸し付けることを可能とする特区を設定する。</p> <p>・「農地法」 地方公共団体による遊休農地の権利取得・転貸及び農業生産法人以外の民間企業の農地利用が可能となるよう農地法の規制の対象外とする。</p> <p>・「民法」 牧野組合などの共有地において権利を設定する際に、所有権を有する者全員の同意を得ることが困難な場合（共有者が所在不明である場合等）は、過半数以上の同意や一定期間の公示等により権利の設定が可能となるような民法の例外とする。</p>	<p>し、当該農地等の効率的な利用を図ろうとする市町村または市町村が定めた区域</p>	<p>られ、農業生産活動が拡大されることにより地域経済が発展する。</p>		
宮城県	<p>(目的) 経営の大規模化によるスケールメリットの発現や異業種の新規参入による経営ノウハウや資本の導入、国内外含めた幅広い人材の確保を図るなど、自由かつ活発な産業活動を促進し、国際競争力のある企業的農業を創生することにより、多くの雇用創出と地域経済の活性化が期待できる「フロンティア農業特区」の設置について提案する。</p> <p>(内容) 「国際競争力のある企業的農業の創生」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の大規模化の促進 ・異業種の参入促進 ・幅広い人材の確保の促進 <p>①経営規模や地域貢献度に応じた法人税等の標準税率の傾斜的引き下げなど、国税における特例の充実</p> <p>②農村地域工業等導入促進法並の税制等の優遇措置</p> <p>③農地の取得、転用に関する規制の緩和</p> <p>④市街化調整区域における開発行為の規制緩和</p> <p>⑤各種の補助、奨励制度、融資制度等の異業種への対象の拡大</p> <p>⑥外国人研修生の受け入れ等に関する規制の緩和</p> <p>⑦新規参入における規制の緩和</p>	市町村単位	<p>国際競争力のある農業の実現 雇用の創出 地域経済の活性化</p>	<p>法人税等の各種税制度 農地法 都市計画法 入国管理法</p>	
宮城県	<p>「市民農園」開設に対する援助と規制緩和 市民農園を開設する場合、特定農地貸付法や市民農園整備促進法などによる開設が可能であるが、開設者が地方公共団体やJA等であり、民間企業には認められていない。一方では優良農地の確保・保全は不可欠であるものの、都市部における自然とのふれあい、安全安心な食料、健康食品への志向から市民農園等の要望は高いと考えられる。そこで、民間企業が開設、参入が可能になるよう各種規制を緩和するとともに開設事業等に対して支援する。</p>	市町村単位	<p>市民農園開設による都市周辺部農家で高齢者の雇用促進効果や遊休農地の利用促進効果の高度維持が図られるとともに、国民の自然志向に応える対策となる。</p>	<p>・市民農園整備促進法 ・特定農地貸付法 ・都市計画法 ・生産緑地法</p>	<p>農業への民間企業への参入や農業法人の定義が関連する。</p>

宮城県村田町	J A、食品、流通、販売関係企業が一体となり農地利用集積を行い、地域特産物のブランド化を目指し、生産から販売までを行う。	市・郡単位	企業誘致による地元雇用の増大と法人税、固定資産税（償却資産）等の税收アップ	農地法 農村地域工業等導入促進法 租税特別措置法（低開発地域工業開発促進法〔低工法〕）	生産される農産物については、単に生産の効率化を目指す類ではなく、地域特産物のブランド化を図り、日本全国に販売する目的で行わなければならない。また、地元生産農家を競合するのではなく、お互いに連携しながら進めるべきである。
秋田県	グリーン・ツーリズム推進構造改革特区 ・昔ながらの茅葺き屋根の農家や農業者が生活している家に宿泊し、農業農村を体験したいとの都市生活者の要望に応えたいとの農家の声があるが、旅館業法等がネックとなり、本県でここ数年開設された農家民宿は、新築した専門の宿泊施設となっている。 ・関連する法律等の適用除外を進め、多くの農家民宿の創業により、都市と農村の交流を促進し、地域の経済の活性化を図る。 ・医師の指導の下、温泉や農作業、動植物との触れあいによる心身のリフレッシュ、リハビリ、治療をも含むグリーン・ツーリズムを推進する。	規模：市町村単位 特区の数：県内数地区（地区の認定は、市町村長の申請により行う。）	・農家民宿の新築には多額の費用を要することから躊躇していた農家も、設備投資が少なくて済むため、国・県の制度資金を活用し踏み切ることが期待できる。 ・昔ながらの農家に宿泊したいため、農村を訪れる都市住民が多くなり、関連する産業の活性化に繋がる。 ・農家民宿のメニューの一つとして地域加工食品の新規開発の促進が期待できる。	・旅館業法関連の法令 ・食品衛生法関連の法令 ・農家と一緒に食事をする場合、民宿の調理場等の制限を緩和 ・特区内で流通する加工食品について食品衛生法等の規制を緩和 ・建築基準法関連の法令 ・医師の指導の下で行う農家での農作業や動植物への触れあいを作業療法として医療保険の対象とする。	
山形県	新鮮でおいしく、安全な県産農産物の県内供給を促進するため、生産者直売所や農家レストラン、農産加工施設、観光果樹園の駐車場などの設立や運営に関する規制を緩和できないか。 また、県産農産物を積極的かつ継続的に活用する事業者に対して、経営面・税制面で効果的な支援ができないか。	山形県全域、もしくはは総合支庁単位（村山、最上、置賜、庄内）	・地域資源を活かした新規創業を促進することにより、農業者の所得向上、雇用の確保等が図られる。 ・県産農産物の安価かつ安定的な供給が実現されることにより、より付加価値の高い農産物加工品の開発や、新商品の販売等が可能となる。 ・県産の農産物や食文化などの地域資源の効果的な活用により、農産物を核とした生産、流通、加工、販売、消費の横断的な連携が促進され、地域の活性化が図られる。	・農地制度 農地を直売施設や駐車場に転用する際の条件緩和 ・法人税制 生産者直売所や県産農産物を利用する加工業者への優遇税制（減価償却の特例、特別控除等）	
山形県	・中山間地域にある農地又は市街地介在農地等の耕作放棄地を「市民農園特区」に指定し、有効活用を図る。 ・特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律による現行の市民農園に関する規定の適用を拡大し、市民農園の活用を積極的に推進する。 ・現行法の下での市民農園の実態は、農園利用方式として土地の賃借権の設定を伴わないものがその大部分を占めていると思われるが、一定の条件のもと、相対で、市民農園として活用するための賃借権の設定や所有権の移転及び耕作継続に必要な施設（作業小屋、農機具置場、小規模住居等）へ	市町村単位又は集落単位	・遊休地の有効活用による効果 ・都市居住者等の遠隔者に対して土地所有又は賃借を認めることによって、都市と農村の交流が促進され、遠隔者が農村に滞在することによって、地元での消費が増加する等の経済効果が見込める。	・農地法 ・特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律 ・民法 ・地方自治法	・農地法における耕作者主義との関係 ・基本的には、「市民農園特区」は農地法第3条の適用を除外するものであり、特区に指定した農地と通常の農地の区分をはっきりさせる必要がある。

	<p>の転用を認めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民農園特区」において、耕作放棄地を市民農園として賃借したり、売買したりすることを認める。 ・投機目的の農地取得や目的外の転用をさせないことを担保するため、賃借又は売買については、市町村が介入することとし、契約目的に反した利用をした場合には、賃貸借契約を解除したり、売買の場合には買い戻し特約を実行する権限を付与するもの。 ・現行の特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律の制約を排除し、相対による賃借や都市住居者等の遠隔者に対する貸し付け等を広く認める。 				
山形県高島町	<p>・グリーン・ツーリズム特区 都市と農村との交流の推進により、中学生・高校生・大学生の修学旅行やフィールドワーク等で農業・農村体験を主体とした取り組みが多くなっている。特に農家に民泊して直接農業者との話し合いや食事にホテルや旅館に宿泊した以上の感激をしている。農家を改造しないでも、また、小規模の改造程度で宿泊のできる体制を整えていただきたい。</p>	市町村単位	<p>農家の改造費を最小限に抑えて、民宿的な経営ができ、農業所得の増加が期待できる。 都市住民の交流が盛になると、地元の商店の経済効果も期待できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法 ・食品衛生法 ・建築基準法 ・消防法 	<p>宿泊人数の基準を何人にするか。</p>
福島県	<p>「農村滞在型都市農村交流（グリーン・ツーリズム）の推進」 都市住民が農村地域に滞在し、余暇活動を楽しむにあたっては、農村側の受入体制として①農家民宿の確保、②農業体験農園の確保、③農産物直売加工施設等が整備されていることが望ましいが、これら整備には、関係法令等の規制緩和により、グリーンツーリズムの推進が図られる。</p>	<p>農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の第5条の2の1の市町村計画で定める整備地区</p>	<p>グリーン・ツーリズムの推進により、農業所得の増加、就業機会の確保等地域の活性化が期待できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①農家民宿の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得（都市計画法、農地法、農振法、自然公園法） ・施設の整備（建築基準法、消防法、旅館業法） ・営業の許可（食品衛生法、水質汚濁防止法） ②農業体験農園の確保 <ul style="list-style-type: none"> 特定農地貸付法、市民農園整備促進法 ③農産物直売加工施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得（都市計画法、農地法、農振法、自然公園法） ・施設の整備（建築基準法、消防法） ・営業の許可（食品衛生法、水質汚濁防止法） 	
福島県	<p>東北地方は農業用使用済みプラスチックのリサイクル率は全国一低く、福島県においても同様に関連の業者が少ないこともありリサイクル率は低く、焼却や埋立処理が中心として位置づけられ、回収－運搬－処理までの報告が義務づけられている。また、それぞれの運搬・処理・一時保管等について認可が必要であり、リサイクルを推進する上では現在行われている分別の徹底や時期を限定した方法では回収率の大幅な向上は難しいと考えられ、地域一帯での</p>	<p>農業用使用済みプラスチック適正処理協議会を設置している地域</p>	<p>農業用資材のリサイクル率の向上（資源の有効活用、リサイクル関連業者・民間活力の導入）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	

	簡易な回収方法等（関連する規制を一時撤廃し、回収用コンテナ又は一時回収施設の設置－現存する施設利用等）について検討も必要かと考えられる。				
福島県	「内水面におけるさけ遊漁特区」 内水面では、周年さけの採捕が禁止されているが、これを解除することにより、さけの遊漁を行う。	県	親水型レクリエーションの推進により、地域振興が期待できる。 また、遊漁事業を漁協が行うことにより、漁協経営の安定と地域経済に寄与できる。	水産資源保護法	
福島県会津若松市	「2. 農業の構造改革を加速化」 ・農業者以外への農用地の一時利用 未作付地等の利用促進のため、耕作する意志のない農用地について、住民への期間限定による利用（借用）を認める。	市町村単位	農業者以外の住民へ、農業生産主体として、労働し得る場を提供し得ることが可能であり、生産物販売による収入が見込まれることから、経済効果は高いものと考えられる。また、農業従事者が減少する中で、担い手の確保と耕作放棄地、未作付地の防止による農地保全が図られる。	農地法	
茨城県	<現行> ・現行制度では、新規参入者が農地を取得または賃借する場合、農地法第3条により農業委員会の許可を得る必要があり、その条件として原則50アールの農地を確保する必要がある。しかし、新規参入者はその面積の農地を確保することは、困難である。 ・農地法の特例である特定農地貸付法では、営利を目的としない農作物の栽培を行う場合、市町村が10アール未満の農地を貸し付けることが可能である。 <要望> ・構造改革特区内において、特定農地貸付法に定める農地の貸付上限面積（10アール）を緩和する。 ・農業への新規参入者に対しては、希望により10アール以上の農地を市町村が貸し付ける。 ・農業への新規参入者による農作物の販売を認める。	市町村	・農業への新規参入の促進 ・労働の場の提供	特定農地貸付制度（特定農地貸付法）	農地法第3条の許可に係る農地取得要件（下限面積50アール）との整合性を図る必要がある。
山梨県	農地を保全管理するための「構造改革特区」を設定し、その区域においては、市町村が農地所有者から利用権を取得したうえで、農地性を確保する利用形態に限り、都市住民やNPO法人等が管理運営できるようにするため、農地法上は次のとおり取り扱う。 ① 農地に関する利用権の設定を市町村が受ける場合に限り、農地法第3条の許可を不要とする。 ② 上記①の農地について、市町村が予め認定した利用計画に基づいて、都市住民やNPO法人等が借り受ける場合は、農地法第3条の許可を不要とする。	市町村単位または旧市町村単位	・農地の流動化、一元的管理、多様な利用の促進、遊休農地の解消 ・都市農村交流の促進、ゆとり、豊かさが実感できる余暇の提供	・農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化制度においては、合理化法人が中間保有する農地の権利設定・移動の対象者を認定農業者等の経営規模拡大志向の担い手に限定している。 ・市民農園整備促進法や特定農地貸付法においては、都市住民やNPO法人等が農作業を行える制度があるが、利用面積（10a）、利用期間（5年間）が限定され	

				ていることや、貸付に当た っての公募制等がある。	
千葉県佐原市	生産調整制度の除外地としての指定	水田面積 4,170ha	当市のほとんどの水田は湿田で、水 稲以外物を作付けすることが不可能で あり、作物作付の失敗を繰り返し、市 も農家にも経済的な負担が大きい。 「適地適産」という考えに立ち、産 地にあった作物（水稲）を作付けする ことで、農家の生産意欲が向上し、国 の提案である大規模認定農業者が水田 を有効に使えるようになる。大規模低 コスト栽培により農家の収入が上げら れ、市の税収につながる可能性もある。	主要食糧の需給及び価格の 安定に関する法律	水田を中心とした土地利用 型農業活性化対策はポジテ ィブという点では評価されるが、 本市水田面積全体に適應する には、生産者の意識改革が必 要であり、半世紀を要する事 態である。
千葉県四街道 市	当市においては農業の担い手の高齢化や後継者不 足が深刻化している。その一方で高度な知識等を持 つ高齢者が余っている。そのミスマッチを解消する には新規就農者の規制や農地取得に関する規制等に 関する緩和を実施し、農地の有効利用等を図ってい ける特区	四街道市全体	・耕作放棄されている田畑が有効利用 される。 ・定年退職者等に所得と「生きがい」 が発生する。	農地法	耕作放棄された田畑を再利用 するにあたり、農業目的以外 に利用されないようにする。
長野県	農業・商業・観光連携地域活性化特区の設定 農山村の有する観光資源（豊かな自然環境、景観、 豊かな食材等）の見直しや活用により、観光産業の 再構築や農産物の地産地消を推進する。 ・体験型観光のニーズに応えた「グリーンツーリズ ム」、「フォレストツーリズム」の推進策の検討 ・ホテル・旅館業等において地域の農産物を食材や 土産品として活用することをはじめ、各地域にお いて旬を楽しむ流通の仕組みづくりを検討 ・地域の伝統食材、料理を地域で楽しむとともに観 光資源としての活用を検討 ・従来の中心商店街の空洞化に対処していくため、 農家と商店街等が連携し、商店街の活性化に結び つく農産物の直接販売や新たに観光資源となる可 能性も含めて農産物直販市（朝市等）の開催を認 め、検討。	千曲川等河川流 域市町村 他	・元気のある農業者の育成 ・地産地消による農産物に関する新た な流通商圏の構築やデリバリー等に 係る新規雇用の創出 ・農産物の販売展開や農家レストラン 経営に係るサービス部門のアウトソ ーシング化による農村地域の体質の 強化 ・異業種交流及び参入の促進による地 域経済の活性化 ・新たな環境ビジネスの創出	・輸入農産物への依存増加に 対するセーフティネットと しての「地産地消」を進め る上で、税制上の優遇措置 ・ベンチャー経営や農産物の 付加価値化を支援するた めの地域指定や酒税法の緩和 ・資源循環型産業に向け環 境との調和を推進するた め、廃掃法に基づく一般廃 棄物と産業廃棄物の区分を 廃止 ・千曲川等の河川堤防内での 農業生産が多いことから、 特区内に置ける河川法の 規制を緩和及び防災規定の 強化 ・公道の開放による朝市の開 催のための道路交通法の 緩和	
長野県	「観光との連携特区」の設定 輸入農産物が低価格で輸入されている現状に おいては、生産された農産物をいかに付加価値 を付けて高く売ることが課題である。 今後、加工施設・食堂・レストラン等との連 携が重要となる。 このため、これらの事業を行う法人に対して 原料生産地として、1 ha までの農地の取得を認	集落単位	・原料生産地での地元農家の雇用が 図られる。 ・遊休荒廃地の活用が図られる。 ・周辺地域農家への原料委託栽培の 増加 ・多くの人が訪れることによる購買 量の増加 ・原料の生産から最終製品まで一貫し	・現在の農地法では、法人の 農地取得に制限がある。	

	める。	力体制が整っていることを条件とする。	て行うことによるアピール効果の増加		
長野県	<p>「新規就農者特区」の設定 現在は農地法により農地を取得する場合は50a以上経営していることとなっている。(地域により20a以上もあり) 新規就農の場合一度に50aの農地の借り入れ又は購入は難しいと思われる。 また、施設栽培の場合は50aは必要ないと思われる。 このため、新規就農者の場合は露地20a、施設10aに緩和する(100～200万円程度の所得が可能)</p>	<p>市町村又は旧市町村単位</p> <p>入られて、すぐに止められたのでは効果が出ないため、次の条件の地域とする。</p> <p>ア 新規就農者を指導する農家がいること。</p> <p>イ 地域として新規就農者を暖かく受け入れる合意がなされていること</p> <p>ウ JA等の指導体制が確立されていること</p> <p>エ 第三者も含めた新規就農者の審査体制が確立されていること</p>	<p>・特区の設定により、新規就農者が増加し農業生産が増加する。</p> <p>・遊休荒廃地の活用が図られる。</p> <p>・人が増えることにより、生活用品の購入等による地域の活性化</p>	新規就農者関連補助制度との整合性	<p>・市町村による農家住宅建設に対する補助</p> <p>・新規就農者の空農家住宅改修に対する補助</p>
長野県	<p>「農園付住宅特区」の設定 高齢化等により遊休及び荒廃農地が増加しつつある。 今後、団塊の世代の定年等により、農園付きの住宅の要望が強まると思われる。 クラインガルテンが各地に設定されているが、農園の面積が小さく満足できない人たちもいる。 定年婦農者及び都市からの移住者で趣味及び生きがい対策、ひいては地元直売所への販売も視野に入れる。</p>	<p>集落単位</p> <p>・市町村の開発公社等が事業主体となって10a農園付き住宅団地を造成する。</p> <p>・遊休荒廃地の交換分合等により集団化し、そこに農園付き住宅団地を造成する。</p>	<p>・遊休荒廃地の活用が図られる。</p> <p>・特区の設定により、外部参加者が増加し農業生産の増加も見込まれる。</p> <p>・人が増えることにより、生活用品の購入等による地域の活性化</p>	・農地法の農地取得制限	・地元住民の合意が図られていることが、「農園付住宅特区」設定の条件とする。
新潟県	「中山間地域再生特区」の創設	市町村単位	多面的機能の維持・発揮	(1)民法206条	優良農地の確保・保全に留意

～高齢化の進む中山間地域における新たな農地保全制度の創設と農産物の高付加価値化を促進する税制特例措置～

<制度のイメージ>

・土地利用市町村条例と契約を基本とした農地管理制度

①市町村と地域住民による実態把握及び保全すべき農地の特定

②土地利用基本条例の制定

③農地保全利活用計画の策定

④市町村・集落・農業者間による契約を基本とした農地管理の実施

*上記条件の整備された地域について、農地等に関する以下の規制を緩和

・地域条件を生かした農林水産物の高付加価値化を促進する税制特例措置

(1)農地利用規制の緩和

不在地主の増加に伴う農地保全・利用調整上の問題解決を図るため、市町村が土地所有者の権利の一部を肩代わりし、一定のルールの下で不在地主の同意無しに保全すべき農地の賃借や基盤整備等を可能とするよう土地改良法などの諸制度の規制を緩和し、耕作者を優先する新たな農地利用を実施。

(2)農地保有規制の緩和

ア 市町村による棚田等の農地保有を一定条件のもとで認めることにより、農地保全活動やビオトープの教育への活用を促進し荒廃地等の発生を防止し、地域全体で多面的機能を保全。

また、NPOの農地保有を一定条件のもとで認め、棚田トラスト活動を促進し、地域全体での多面的機能の保全活動を補完。

イ 農地保有規制を緩和して一定条件の下で、新規参入者や定年帰農者等による、下限面積以下の農地所有を認めることにより、新規参入の促進、生涯産業としての農業の役割発揮や、農の応援団による農地の保全等への参画を促進。

ウ 高齢化等による離農と新規の参入における円滑な経営資源の引き継ぎが行われるよう市町村等を主体とした長期のリース制度を創設

(3)農地の農外利用規制の緩和

農振除外・農地転用の簡素化を図り、交流関連施設や新規参入者、マルチハビテーション希望者の住居建設等農地の農外利用規制を緩和

(4)特定農業法人要件の緩和

1 地区複数法人の認定、直接支払制度の集落協定を実践するなど一定の要件を満たす農業生産法人への特定農業法人制度の適用の拡大

(5)農地等の売買等に係る税制上の特例措置の創設

生産条件の不利益等から耕作放棄地の増加により、多面的機能の低下が懸念される中山間地域において、各種規制緩和を行うことにより農地保全利活用計画に基づき市町村等多様な担い手による農地の適切な管理が行われることにより、洪水防止機能等中山間地域のもつ多面的機能の維持・発揮が図られる。

○中山間地域の農業・農村のもつ多面的機能の評価額（新潟県）

<項目> <評価額(億円)>

洪水防止	482
水資源かん養	157
土壌浸食防止	62
土壌崩壊防止	50
合計	750

○関連する効果

新規参入者の増加
交流人口の増加

- (2)農地法 3,4,5 条
- (3)農地法 13,17 条
- (4)土地改良法 87 条の 2
- (5)農業経営基盤強化促進法 23 条
- (6)所得税法等

が必要

	<p>上記(2)及び(3)の取組を円滑に行うため、農地等の権利移動に伴い発生する所得税、不動産取得税、登録免許税、印紙税等について税制上の特例措置を創設</p> <p>(6)地域条件を活かした農林水産物の高付加価値化を促進する税制特例措置</p> <p>中山間地域の地域条件を活かした農産物等の加工による高付加価値化を促進するため、加工に伴う経営体の所得税、法人税等の減免など税制上の特例措置を創設</p>				
新潟県新潟市	<p>「地産地消加速特区」の創設</p> <p>地域農産物のPRと地域内消費を促す地産地消の取組を盛んにする農産物直売施設の自由な設置。</p> <p>都市近郊地域において、農業振興地域は都市計画法の市街化調整区域と重複しているため、農業者などが設置する農産物直売施設は沿道サービス施設等を除いて設置が困難な状況となっている。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律において、農業用施設用地として認められる農産物直売施設は、都市計画法の開発許可制度の規制を受けることなく、農業者などの発意によって設置が可能となれば地産地消の取組を促すことが考えられる。</p>	市町村または旧市町村の単位	数十カ所の農産物直売施設の設置が見込まれる。	(1)都市計画法 (2)建築基準法 (3)農業振興地域の整備に関する法律 (4)農地法	<p><県補足説明></p> <p>・農振法においては、農産物直売所での自家野菜割合が50%以上であれば農業用施設用地として用途変更は可能である。</p>
新潟県小千谷市	<p>「都市農村交流促進特区」</p> <p>都市と農村で交流できるライフスタイルの実現のための基盤整備(対応するソフト事業)が急務な課題である本市にとって「農業振興地域の整備に関する法律」、「過去における国庫補助事業採択」により土地利用の範囲及び用途に制約を受ける結果となっている。地方自治体が自らの責任において「(食と農を中心とした)まちづくり」を進める上で構造改革特区は必要である。</p>	地域開発計画に基づくエリア内を特区とする(概ね集落程度)。	<p>○交流人口の増に伴う経済波及効果</p> <p>○地場農産物の流通・消費の拡大</p>	農振法	<p>○地域(小千谷市)における総合的な計画における「構造改革特区」の整合性の確保</p> <p>○他地域との平等性確保の面から理論の確保</p> <p><県補足説明></p> <p>・「過去における国庫補助事業採択」による土地利用の範囲及び用途の制約とは、ほ場整備完了後8年以内の転用が禁止されていることを指す。</p>
新潟県北蒲原郡黒川村	<p>「農企業創生特区」の創設</p> <p>県営農地開発事業後、農業生産法人(株)が営農・農産物販売・農業と観光を連携させたグリーン・ツーリズム活動の事業を予定しているが、農業生産法人要件の緩和、土地所有規制の弾力化により広く出資を募ることにより経営・販売の強化が図られる。</p>	市町村単位	農業生産法人の事業発展により、生産・販売・加工販売・サービスの分野において多くの地元中心の雇用が図られる。また、一貫した管理のもと、食品の安全性・地域性を全国発信することにより、他産業においても活力を与えることができる。	農地法	<p>農業生産法人の4つの要件の緩和について</p> <p>(1)法人形態要件(株式の譲渡制限のあるもの)</p> <p>(2)事業要件(農業関連事業の売上高で過半)</p> <p>(3)構成員要件(農業関係者以外の導入)</p> <p>(4)役員要件(法人の農業の常時従事者である構成員～役員全体の過半、法人の農作業に従事する役員～過半の過半)</p>

					<p><県補足説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産法人の要件緩和は、農業生産法人（3セク株式会社）が都市住民等から出資を募る限度を地方公共団体所有の株式を除き 1/2 未満とすることを具体的内容とする。 ・土地所有規制の弾力化とは、農地開発事業で造成される農地を分割して都市住民等が所有するオーナー農園とすることを具体的内容とする。
新潟県東頸城郡安塚町	<p>「市町村農地管理特区」の創設 土地所有（農地）の規制の緩和 農地法3条 現行の農地法制度では、市町村で農地を所有することができない。過疎化、高齢化の進む当町にとって、中山間地の農地の荒廃が多くなってきており、市町村所有（農地）のできるよう規制緩和を要望する。</p>	市町村単位	<p>(1)土地所有（農地）を市町村が所有することによって、荒廃地等の防止をするため、棚田の保全、必要によっては農地の基盤整備、畑地等の造成をして所得向上と国土保全に努めることができる。 (2)農地保全により、地すべり防止に寄与する。</p>	農地法	<p><県補足説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が農地を所有することが可能となった場合、市町村による農地の直接管理とともに、必要により農地の基盤整備を行い、中山間地の農地を保全することができる。また、地域の意欲ある経営体に市町村所有の団地化したほ場を提供することにより、経営体の所得向上・経営安定が図られる。
富山県	<p>経営の複合化、法人化等経営体質の強化を図る集落営農組織と個別の認定農業者等が共に地域農業を支える水田農業構造改革の全国に向けたモデルとなるよう、これらに必要な規制緩和等を行う構造改革特区（集落営農高度集積特区）を設置するよう提案致します。 ①認定農業者制度を任意の集落営農組織に適用・・・農業経営基盤強化促進法第12条第1項 <現行制度> 個別経営及び法人経営が対象 <特区提案> 任意の集落営農組織を対象に加える ②農業生産法人の要件の緩和・・・農地法第2条第7項 ○事業要件の緩和 <現行制度> 「法人の主たる事業が農業であること」 <特区提案> 民宿業等を含んだ多角経営が考えられるため、「法人の事業に農業が含まれていること」に緩和 ○構成員要件の緩和 <現行制度> 構成員については、農業関係者、農協、地方自治体のほか、法人の行う事業に係る物資や役務について</p>	<p>収益及び費用のプール計算を行うなど意欲的な集落営農組織の育成が進んでいる市町村又は複数の市町村による広域圏の区域を単位とすることが望ましい。</p>	<p>(1)効率的かつ生産性の高い農業構造を実現 他産業並みの農業所得の確保を目指す者を中心とする地域農業の実現が、短期間には難しい地域において、集落営農組織の活用などにより農業構造の改革への具体的な取り組みが着実に促進されるとともに、集落機能を基盤とした経営展開により、経営の継続性の確保、水田農業の持続的な発展が図られます。 (2)農企業による多角的な経営戦略の展開を実現 農業生産法人の要件緩和等により、集落営農組織等の法人化が加速的に推進され、また、他産業の資本、人材、経営ノウハウの一層の導入が可能となることにより、高度なノウハウのもと多角的な経営を展開し、地産地消など地域農業の核となる農企業が育成されます。 また、これらの農企業は、多様な就業希望者の受け皿となり、農業人材の確保、新たな雇用機会を創設すると</p>	<p>米など農産物の効果的な需給調整体制の確立、意欲的な取り組みを促進しうる流通システム、構造改革に伴うセーフティネットの創設など、経営体の意欲的な取り組みを支える環境条件の整備が必要</p>	<p>(1)農業生産法人の要件緩和に当たっては次の事項に配慮。 ・「投機的な農地取得」、「地域の水管理・土地利用の混乱」、「農業関係者以外の者による経営支配」の懸念について配慮 ・要件適合性の確保のための措置（農地法第15条の2～4）の厳格化 (2)「食」と「農」の再生プランの着実な推進 集落営農組織のうち協業経営を行うなど一定の要件を満たすものは、認定農業者制度の対象に位置づけるとともに、セーフティネット（農業経営所得安定対策の創設）の対象にするなど、地域農業の持続的な発展を支える重要な施策は、特区に係わらず早期にその実現を図っていただきたい。</p>

継続的取引のある者（個人、法人）であることとされ、また、この農業関係者以外の構成員の議決権は制限

<特区提案>

多方面の分野からの経営ノウハウの導入を図っていくため、継続的取引のない個人又は法人を加える要件緩和

○役員要件の緩和

<現行制度>

「農業（関連事業を含む）の常時従事者たる構成員（常時従事構成員）が役員のお半を占めること」

<特区提案>

「常時従事者」を「従事者」に緩和

○留意事項

要件緩和に当たっては、「投機的な農地取得」、「地域の水管理・土地利用の混乱」、「農業関係者以外の者による経営支配」の懸念については、引続き配慮必要。

③農業用機械施設補助の補助対象規制の緩和・・・
「農業用機械施設補助の整理合理化について」（農林水産事務次官依命通知）

<現行制度>

農業用機械のうち、トラクターその他汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については、補助対象としない。

<特区提案>

集落営農法人及び認定農業者組織については、整理合理化通知の適用対象外とし、農業生産に関する主要機械施設全てを対象とする。

④地産地消に取り組む農業法人に対する法人税の特例措置・・・「法人税法第22条等」

<特区提案>

農業法人が、国の施策に沿って地産地消に取り組む生産規模を拡大した場合に、当該拡大面積等に係る販売収益を、当該年度の法人税の課税所得の計算から除外する特例措置を創設する。

⑤農地取得の税制上の特例措置・・・「地方税法附則第11条」

<現行制度>

「農用地利用集積計画に基づく農用地区域内の農地の取得」及び「農地保有合理化法人の農地売買等事業により農地を取得」した場合、不動産取得税の特例として課税標準額を軽減

<特区提案>

認定農業者の取得の場合については、不動産取得税を免除

⑥相続税及び贈与税の納税猶予制度の継続適用・・・
「租税特別措置法第70条の4及び第70条の6」

<現行制度>

贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けてい

もに、農業所得の拡大や食料自給率の向上に寄与します。

(3)経営体の円滑な資本装備及び農地集積を実現

市場原理の導入や国際化の一層の進展など今後とも厳しさをます経営環境のもと、集落営農組織や認定農業者等の地域農業を支える経営体の資本装備、農地集積が促進され、経営の安定的な発展と地域農業の持続的な展開を支える基盤整備が進みます。

	<p>る農地について、貸借権を設定した場合には、納税猶予の全部又は一部が打ち切られる。</p> <p><特区提案> 認定農業者に貸借権を設定した場合には、納税猶予制度を継続</p>				
岐阜県関ヶ原町	<p>「グリーンツーリズム特区」 町内農地に網掛けされている史跡指定による規制解除 農地転用はおろか、農道拡幅、舗装も許可されないで、営農条件の改善が図れず耕作放棄地が増大している。 規制解除により、市民農園等の整備を行い、農村と都市との交流ゾーンとして展開が可能であり、耕作放棄地解消にも貢献できる。</p>	関ヶ原中部地区、22ha	従来の観光客に加え、近隣都市部からの来訪が期待できる。	文化財保護法	市民農園そのものの整備は現在でも可能と考えられるが、整備に付帯する施設、アクセス道路は不可能であり、史跡指定の解除は必須である。
岐阜県土地改良事業団体連合会	<p>近い将来ますます農業者の農業離れが進むと考えられ、農業後継者不足・やる気の無い農業後継者の時代を迎え、遊休農地・耕作放棄地、農作業の全面委託希望者等の土地を官・農協等で集積し（集落単位より水系別がよい）を「特区」に設定する。 「特区」には目的別に区分し、水田・畑作・樹園地等の作付け営農地域・自然環境保全地域または自然共生地域等に区分けし、作業集団組織（営農集団）・個人作付け希望者を募る。 農地所有者に支払われる保証金等を入植者・作付け希望者に少しでも配布できるような体制・制度を「特区」に設定する。</p>	水系単位の規模	今後経済面ですぐれた農作目の研究・導入をすすめ、特に後継者（組織）の育成に官民共同で積極的に対応し「特区」には優先的に対応する。	農地に関する各種規制の緩和。義務転作の自由化。	特区に指定された地域は税金面での考慮、借地等に関する制限の緩和。
岐阜県土地改良事業団体連合会	<p>農村空間丸ごと再生特区 1) 過去の投資に見合っただけの効果がなかなか上がらない、過疎化・高齢化・管理の粗放化等に直面する取り残された中山間地域の数集落を対象区域とし、現にある耕作放棄地、放置された棚田などを利用した、生産性を考慮しない有機農業展開地区・人の手入れによる維持管理農村景観保全地区とし、地域の全体をとらえた土地利用計画（放置されているから計画を立てやすい）のもとで他産業の誘致などを取り入れ、農村空間を全体として育成し、過去部分的に行われるきらいがある自然との共生、景観保全などの取り組みを、一定区域について特区全体とした農村空間を造る試み。 2) 新たな農村空間の産業展開としてIT化したオフィスの誘致（通信設備の発達によりオフィスは交通の便のよい都市でなくともよくなった、サービス産業にその傾向が強い。人が多数集まらなくともできる情報発信産業等）。中山間地には使われない土地はいくらでもあり地価はただ同然。 3) これからの理想的な地域社会づくりとして、自己完結型の村づくり（廃棄物ゼロ・ゼロエミッション</p>	過疎化・高齢化・管理の粗放化等に直面する中山間地域の数集落のまとまりを単位	（雇用の拡大）雇用拡大（退職者の雇用、求人にあふれたホームレスの就労と職業訓練、不況により雇用に取り残された外国人労働者の就労機会の付与と国際協力としての農林業技術支援）（資源最適配分）土地を安価な有限資源として活用する財政効果。過大な整備を伴わないことによる公共投資の減。他地区の有機農産物生産地域間競争による地域経済活性化。	<ul style="list-style-type: none"> 農地取得規制の緩和（農家に関係なく一定地域特区での農地取得を認める、地方公共団体の農地取得と使用貸借） 職業訓練所の官の役割の見直し縮小、委譲 土地利用規制の緩和（農振区域等） 税制（特区一定地域の事業税の市町村移管…IT化した事務所） ボランティア財団法人設立基金制度の緩和（概1億を要するものの緩和） 農村計画法？の制定（農村全体として一体的な機能を確保するもの、農村には商もサービス産業もあってよい。一体的な振興がある。農振法は農業に限定される。 	

	<p>ン)を目指す。有機性資源の循環利用農業(有機物を育てているのは農村)を育成する。施設など造られた物あるものは利用する。それらが自然との共生、保存する農村景観にもなる。</p> <p>4)維持財源としてできる限り補助に依存しない制度でのバックアップ。特区による環境保全独立税(事業税?)、来訪者に見学税的な入村税(1日いくら)、ITオフィス開設税を独自財源として、あわせて誘致した年度の事業税の市町村移管をも手当する。</p> <p>5)農地については村の農地買上取得により賃貸若しくは無償使用貸借方式で有志を募りやすくと同時に、新たに生産や維持管理に携わる人・農林地保全隊(公務員扱い)には特区有農地として対処する。</p> <p>6)新たに農林業に携わる人は有志を除き公務員制度とし有機農産物の生産、農林地の維持管理保全を行い、農地保全隊、森林保全隊の役を担わせる。対象者は退職者、ホームレスを含めた求人、外国人を優先し、農林地保全者の身分保障(年俸定額、期限限定公務員制度)をし、高齢者の経験の活用と雇用のを図る。</p> <p>同時にホームレス・外国人には農業実習による農業訓練制度を取り入れ、彼らの生産物による販売所得を与え、将来の途も開く。</p> <p>携わる人の所得の確保を考え、地域給食食材センター?(小学校には教育として地域とのつながり、安全な食の生産システム理解させる教育的効果)をつくり、近辺地域の学区との繋がりを持つ。同時に集落に残された住民(高齢者・夫人)は地域の伝統食を小学生とともに作り給食として提供し高齢者の生き甲斐とする。</p> <p>有機生産物にはIT化したオフィスと連携して直販システムをもくろむ。</p> <p>7)構想に賛成する民間(環境に関係する社会的責任を打ち出す会社)や個人により、賛助基金設立若しくは出資。出資者には維持ボランティアとして、賛助者配当として有機米等の配当を考慮。会社には環境推進認定など。</p> <p>8)携わる人が中山間地に住むことへの経済的便宜又は通勤する近郊地域での住宅取得の融合措置又は緩和。</p>			<p>集落を農振白地としてほり 宅地整備ができないことにも 対処</p>	
<p>岐阜県土地改良事業団体連合会</p>	<p>「田んぼ、水路の自然環境回帰特区」 一部の田んぼや水路をかつての自然と共生する姿にするため、特区内で耕作放棄地や休耕田では水を浅くはるなど飛来する鳥を迎えやすくするなど高齢者の知恵を借りて実践。自然回帰を判定するため事前に特目昆虫、水路の生きものを数種類指定し、一定期間後、一定数の種類の生存確認により直接補償を行う。直接補償財源としては休耕補償金の一部をあてる。</p>	<p>数集落単位</p>	<p>あるものを利用、休止している生産活動の代用をおこなうもので、整備の投資を行うことなく環境を生み出す低額の振り替えですむ。</p>	<p>市町村への一律休耕割当ての一部廃止 地区特性に応じた生産調整</p>	

岐阜県土地改良事業団体連合会	「安全・安心農業特区」 「転作」の全廃（下記①、②を行う事で「転作」は自然に必要ななくなる。） ①化学肥料の使用禁止（循環型農業） ②農薬（除草剤・病害虫防除剤）の全廃 ③堆肥製造、除草、天敵活用等の研究 ④畦畔等のカバープランツ	旧市町村又は集落単位	①、②を実行すれば収量は確実に3～4割減となり、全国に普及すれば「転作」は不必要。更に、雇用の増、安全・安心な食糧の確保が可能となり、③は、研究・開発企業の育成となり得る。また、④で自然（草花）がいっぱい創造した村づくりが展開でき、余剰があれば「グリーンツーリズム」まで発展できよう。	米の生産調整（？） 肥料取締法	
岐阜県土地改良事業団体連合会	食と農の自由な新コミュニティー創造特区 全国にグループ単位（同好の仲間）で、農業を基軸に一定の地域（長期間の無償貸付）の土地利用を全面的に委ねる。公募し、企画書等から地域との整合性、当該グループの総合的力量等を審査のうえ、選定する。	耕作放棄地が散在し、今後も拡大が予測される地域を中心に、協力が得られる特定エリア内を選定し、1ha程度のまとまりを想定している。	①耕作放棄を解消し、有効な土地利用による国土保全効果に寄与。 ②流入、対流人口を増加させ、山間地域の活性化に寄与。	グリーンツーリズム推進事業、都市農村交流促進事業、中山間地域総合整備事業	農地法、農振法等土地利用関連法の特区内の弾力的運用
岐阜県土地改良事業団体連合会	優良農用地区域を対象に、採択要件の基準を設けず、農家や住民、担い手や大規模小売店の要望をとり入れた土地改良事業計画を策定し、営農計画については、担い手や大規模小売店舗で策定し、事業費は国・県の全額補助による事業を実施する。また、換地処分登記を行わず、例えば30年間一時利用地指定のまま使用収益を行う。事業実施後の米の生産調整については、30年間一定割合とし、残りは畑として農地の有効利用を図る。	旧市町村単位	土地改良事業計画策定時より大規模小売店舗の参加により、企業の発想の営農計画が樹立され、農産物の出荷から小売まで一貫した流通システムが確立される。このため、農産物がいつ・どこで・だれが、どのように生産されたか消費者側に把握してもらえる。担い手も、大規模小売店舗と提携することにより、安定した収入が可能となり将来は巨大営農組織が確立される。 財産権としての農地の権利関係は従前地のままですが、所有権としての権利行使には何ら影響を与えるものではなく、ただ農地を農地以外の目的に使用することはできず農地転用はできません。		
岐阜県土地改良事業団体連合会	・各種指定地域における補助金申請の簡素化、使用の自由化 ・経営規模に関係なく、やる気のある農業（兼業）への補助	旧市町村単位	補助金使用の自由化による地元企業の使用		
岐阜県農業会議	新規就農者が農地を取得する場合、農地法の農地取得下限面積の特例を設ける		担い手の確保と農地荒廃化の防止		
愛知県農業協同組合中央会	地域内農地を全て流動化し、地域内協議の上、栽培農産物別、担い手農家別に再配分し、農産物の栽培効率、品質向上を飛躍的に向上させしめる。	集落単位	地域内特産物の効果的生産、農産物需給調整政策に対する柔軟な対応等、食料政策に沿った地域農産物生産・集落	農地法、農業経営基盤強化促進法（農地保有合理化事業）、税法（相続・贈与税）	・農地における所有権と耕作権を分離すること ・農地等の相続税納税猶予制

			機能の活性化等が期待できる。		度適用のうちに対して、利用権設定を認めること ・利用権設定のうちについて相続が発生した場合、評価額を農業投資価格程度との評価額とすること
三重県土地改良事業団体連合会 (総務部次長 大林茂生)	近年、農家の後継者不足（他に新居をもつ）や後継者が居ても収益性等の関係から農業を継ぐ者がいない、また農地を手放したい農家が多くなったと聞く。（担い手もほとんどいない状況である。） こうしたことから、定年退職者等の余生を自然豊かな中山間地域で生活したいとの希望を持つ人に住宅及び農地取得5～10aを認める。	中山間地域農村集落	①農家との交流が図られ中山間地域の活性化にも繋がると考えられ、老人の健康管理にも良い。 ②住宅施設や農業を行うための農機具等の購買が促進される。 ③農地の荒廃化防止に繋がる。 ④自然環境保護についても、この人々の援助が望める。	農地法 農振法	医療施設
愛知県農業会議	「知的農業特区」（農業の価値を高め市場や社会での評価を上げる戦略） 愛知県東三河平坦である渥美半島地域は、これまでの資本集約的農業から研究・協創による知的集約農業への転身を図り、ゆとりとゆたかさを地域社会に提供できる交流、貢献型農業の構築を図る。	愛知県東三河農林水産事務所管内10市町村	①農地の利用率を10%向上させ、耕作放棄地1,000haの有効利用、これにより農業粗生産額100億円は増加する。 ②まず新規雇用者として1,000人、単純労働から多能工への職業訓練し、失業者の減少と彼らの経験や能力の活用を図る相乗作用により、雇用型大型経営を実現できる。 ③農業者大学の創設により効率的・安定的な農業経営の早期実現ができるだけでなく、地域社会に貢献する持続的・効果的な企業の農業経営の実現である。これにより法人化へ加速し、有限会社から株式会社へ発展すると雇用者の身分の安定と能力発揮は促進し信用は大幅に増大する。 ④雇用者の確保による家族労働時間の短縮（一人当たり年間1,000時間）研究・勉強時間、家族の健康維持、団らん時間の確保ができる。また後継者に夢と可能性を与えこの確保は更に容易になる。 ⑤産学官のプロジェクト活動により、それぞれの中堅職員の資質が向上したり業務が活性化し、大学・試験研究・指導機関のヨコの連携も増し、それぞれの組織の機能が大幅に向上する。 ⑥風力発電の利用による節電効果と環境改善効果。 ⑦過剰包装による大都市市場ゴミの減少と転配送などの輸送車による排ガス等の環境保全効果は甚大である。	農地法 雇用保険法 税制	①農業協同組合の選果場や集荷場との競合関係の解消、共存関係の構築 ②海外研修生受け入れ体制づくり（通訳、生活指導、宿泊施設、教育） ③マネジメントできる人材と財源の確保 ④消費者の教育、教育委員会との連携

			<p>また地産地消による地域経済の活性化効果も大きい。</p> <p>⑧失業者等にリターン・マッチの機会の提供と、その人達の能力を生かした宿泊施設の建設による林業・建設業の振興。</p> <p>⑨農村女性起業による主婦の創造性や行動力を高め、他産業の活性化と花嫁対策。</p> <p>⑩消費者や児童等を生産現場に参画させ、農業の実態と生産過程を理解させ、食料と農業の重要性を考えさせる。</p> <p>⑪農村の閉鎖性の解消による早期経営移譲の実現。</p>	
兵庫県	<p>【自然産業創造特区】 一人集い、花と緑あふれる 淡路島北部丘陵地域の創出— 「ひょうご農林水産ビジョン2010」を策定し、生産・加工・流通・消費・廃棄・再利用にいたる産業間の連携強化による安全・安心な農産物の生産拡大や暮らしの中に食と農を楽しむライフスタイルを採り入れた「アグリライフ」を推進しているところであるが、当地域をこうした取組を先導するモデル地域と位置づけ、規制改革や優遇制度の導入等を進め、「人集い、花と緑あふれる淡路島北部丘陵地域」を創出する。</p> <p>○民間活力の導入等による農業振興 ・食品企業等による農業参入促進 ・景観園芸関連企業の参入促進</p> <p>○民間活力の導入等によるアグリライフの推進 ・民間活力を導入した市民農園整備 ・教育、医療、福祉の場での農地活用 ・コテージや住宅付きの農園整備</p> <p>○地域農業の振興 ・新規参入者の受け入れ促進 ・風力発電やバイオマスなどクリーンエネルギーの導入促進</p> <p>・営農支援機能の充実</p>	<p>(要件) ・十分に活用されていない農地が多く存在し、農地の有効利用の方策が見いだせない地域 ・交通の利便性に恵まれ、都市住民との交流や企業等の参入が見込まれる地域</p> <p>○淡路島北部丘陵地域 (開発農地を中心とした地域) ○造成面積 約480ha (淡路町・北淡町・東浦町)</p>	<p>・わが国における新たなアグリビジネスモデルの検証 ・十分に活用されていない農地の有効活用 ・安全・安心な地域農産物の生産拡大 ・過疎化・高齢化が進む地域での定住の促進 ・ゆとりと安らぎを実感し、生きる力を育むアグリライフの普及</p>	<p>・企業等が農地を保有するための要件を緩和 ・多様な主体による市民農園整備を推進するための法整備 ・農地の教育・医療・福祉目的での利用を行うための要件の緩和 ・小規模農地の保有を認めるために農地保有の下限面積要件を緩和 ・コテージや住宅付き農園の整備を推進するため市町等が農地を保有する要件を緩和</p> <p>・企業等の農業参入を促すための法人税の軽減 ・市民農園の継続的利用を行うための相続税等の納税猶予 ・コテージや住宅付き農園整備に係る地方税の軽減措置に対する減収補填の実施</p> <p>・農業参入企業等の初期段階の負担を軽減するため農業制度資金を拡充 ・環境に配慮した生産活動の推進を図るため個人・企業等が利用できる補助事業を創設 ・多様な主体による市民農園整備を推進するための支援</p>

	<p>・NPO法人が新規就農予定者の実習・研修農場として農地の使用収益権が持てるようにする。</p> <p>【環境創造型農業推進特区】 (目的) 環境創造型農業の推進のため、NPO法人が自らモデル農場及び栽培技術研究農場等を設置するための「環境創造型農業推進特区」を設置する。 (内容) NPO法人による農地の使用収益権取得の推進 ・NPO法人が新規就農予定者の実習・研修農場としての農地の使用収益権が持てるようにする。</p>	町単位			
和歌山県	<p>Iターン特区(緑の経済特区) (趣旨・目的) 多様な農業経営や田舎型ベンチャーの起業機会を提供し、都市から地方への人口逆流動を誘発する。 (特別措置の内容) ・農地法関係法令の規制等適用除外 (最低経営面積制限等各種取得制限、農業生産法人要件、農地信託の禁止) ・公共関与の未利用家屋・土地の売買、定期借地等円滑な利用促進のためのしくみづくり ・中山間地におけるIT環境の整備支援</p>	旧市町村単位	<p>・小規模農地等取得制限の除外によるI・Jターン者等による農業への参入の促進と林業等他産業を組み合わせた複合的な所得機会の確保。 ・農業生産法人要件の規制を緩和することによる効率的な農業経営の導入と農業の法人化による地域雇用の確保。 ・中山間地におけるIT環境の整備支援による情報等地域間格差の解消と地域からの情報発信による田舎型のベンチャー企業の育成。</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律 ・都市計画法 ・農業経営基盤強化促進法 ・市民農園整備促進法 ・農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律</p>	
鳥取県鹿野町	<p>農地取得の自由化 個人で農地を取得できる面積要件を取り払って、都市等非農家が農村で就農できる措置を創設する(中山間地域・未整備田等の要件を記し、農地の公益的機能を重視)</p>	集落等中山間地域	定住促進	農地法	
島根県	<p>農業への企業参入を促進し、先進的経営体を育成するとともに、Uターンや農外からの新規参入者を積極的に受け入れることにより地域振興を図るため、農地保有合理化法人が所有する農地において必要な条件整備(規制緩和)を行う。 ①農外企業が現地法人を設立せず、企業自らが農地を取得し、農業経営(農地を活用した農業及び施設用地を活用した野菜工場、加工等)を行うため、「農地法」等関係法令の要件緩和を図る。 ②やる気のある新規参入希望者(Uターン等)の住宅用地・農業用施設用地を確保するため、農用地の転用に迅速な対応が可能となるよう、「農地法」等関係法令の要件緩和を図る。</p>	農地保有合理化法人が所有する農地	<p>①企業参入により農村部における新たな雇用創設が期待できる。 ②企業の経営体の増加により、農業生産の増大につながる。 ③定住人口の増加により、低迷する農村地域の活性化に寄与する。 ④企業進出により、農外経済への波及効果も期待できる。</p>	<p>①企業参入の促進関係「農地法」「農業経営基盤強化促進法」「農振法」「土地改良法」 ②新規参入者(Uターン等)の受け入れ関係 「農地法」「農振法」「土地改良法」</p>	<p>・特区と周辺地域(農業者)との関係(格差:不公平感の解消) ・進出企業の計画的な確保 ・参入企業が倒産等により撤退した場合の措置 ・特区の地域指定の考え方(規模等)</p>
四国経済連合会	<p>農業生産法人及び農地所有・利用に係る規制緩和を通じて、意欲と能力のある経営者、経営体の育成を促進するとともに、構造改革特区の規模を相当程度の広域圏に設定することにより、</p>				

	<p>・特区内において、消費に応じた生産を一定程度完結させ、食の安全と安心及び価格の安定を図る</p> <p>・一方で、こうした持続可能な農業経営を基礎として、地域特有の戦略参品の開発、強化を図ることなどが考えられる。</p> <p>いずれにしても、地域の活性化・自立に向けて、生産者と消費者が直結し、一体となった農業構造改革の取組を進めていくべきであると考えている。</p>				
<p>香川県生協 コープかがわ</p>	<p>「公的な食品加工センター」の設置</p> <p>一農家単位での少量からでも製造・加工処理が委託できるような少量生産可能な設備を備えた加工センターの設立を提案する。</p> <p>生産農家の余剰あるいは規格外農産物に少しだけ手を入れ出荷時期を調整したり、あるいは付加価値をつけた加工食品を製造・販売できるようなシステムとする。この食品加工センターはそのような商品を地元のスーパーが優先的に買い取るように斡旋を行う機能を持たせる。これは地産地消にもなり、村おこしにも役立つ。また、スーパーの見切り品、廃棄物もそのまま捨ててしまうのではなく、処理加工する場としての活用も期待できる。</p> <p>このような加工処理センターで農家が農産物を収穫するだけでなく、加工して販売までするという一貫したシステムにすることにより、生産者・加工者の顔が見え、かつトレーサビリティも可能な商品の開発ができる。このようなセンターには自治体が応援し、かつ加工処理の相談に応じ、適切なアドバイスを与えられる人材を配置しておくことが求められる。</p>	<p>都道府県単位</p>	<p>農家の経済的自立の援助、農産物の価格維持、ビジネスチャンスとしての新規就農の支援など</p>		
<p>(社)九州・山口経済連合会 (農林水産委員会)</p>	<p>[農業・食品クラスターの形成に関する意見]</p> <p>九州地域には、地域特性を活かし、全国にも高い生産額をもつ農業や水産業のほか、加工食品や清酒、焼酎など多様な特色ある食品産業等が集積している。このため、農業・食品分野において比較優位な企業、伝統ある農学系学部、研究機関等の集積・連携を促進するために、規制（農業生産法人への出資制限など）の緩和を進め、これらがもつ経営資源や技術開発力、資本力を農業経営に活かすことで、農業・食品クラスターの形成を図り、競争力を高めていくことが必要である。</p> <p>[地下水涵養特区設置に関する意見]</p> <p>地域の経済活性化と直接的な関係ではないが、「農」と「食」の根幹となる「水」なканずく地下水の涵養について、農地の果たす役割は非常に大きいことが最近の調査で判明している。特に地下水涵養効果の大きい田畑のある地域について、「地下水涵養特区」を設定し、減反や休耕など作付けしていない田、畑に湛水を奨励してはどうか。</p> <p>また、森林も地下水涵養に大きな役割を持ってお</p>	<p>どのような地方自治体単位で考えるとしても、民間主導による迅速かつ効果的な事業を行うためには、県・市境など既定の行政枠を越えて柔軟に連携が出来るようになることが必要である。</p>	<p>大学や公設試験研究機関等との連携による新しい品種の開発や、生産物と消費者団体、食品製造業者・流通かん部門との連携によるブランド形成等によって地域農業の競争力の強化、雇用の拡大につながっていくことを期待している。</p> <p>なお、将来的には、日本産の海外輸入につながるような競争力を持った農産物や食品の開発も考えられる。</p> <p>(その他効果)</p> <p>減反地や休耕田を借り上げ、児童、生徒の自然体験学習の場として農作業を実体験することにより、地下水涵養のための湛水の確保と同時に、教育的効果も期待される。また、将来の地下水が確保されることにより、「食」と「農」の維持向上とともに市民生活に豊かさをもたらす効果があるのではな</p>		<p>その実現にあたっては、規制改革だけではなく、税の優遇処置など企業の移転・集積を促進するようなインセンティブを与えることも重要ではないか。</p> <p>地下水涵養のための休耕農地への湛水について、「直接支払いの制度」の新設等検討してはどうか。</p>

	り、森林（林業）も特区の対象にしてはどうか。 その際、インセンティブ（直接支払い制度、固定資産税の軽減等）の導入が重要であり、その結果、地下水の需給バランス改善を図られるのではないか。		いか。		
沖縄県具志頭村	農林漁家民泊開業の為の許可の緩和 (農泊・農家レストラン)	市町村単位	・副業的な経済効果 ・農産物の販売や地域の就業機会の確保、新たな産業の創出	旅館業法、食品衛生法	
A	「交流・定住農業活性化特区」 農地法、農振法等による規制を緩和し、都市住民との交流を促進するとともに、就農者の拡大等により地域経済の活性化を図る。 ①都市住民等（非農家）が、休日に心身ともにリフレッシュできるような環境を整備するための農地法、農振法の要件緩和 ・農地付き住居（別荘）の整備 ・一定面積（10a）未満の農地の賃貸借 ②農業法人等で就農する海外労働者に対する入国管理法の規制緩和（研修ビザ→労働ビザ） ③特区内における農業関連補助事業等の要件緩和	旧市町村単位以下	・都市住民との交流促進や耕作放棄地の有効活用による地域経済の活性化 ・農村の担い手増による地域農業生産の拡大	農地法、農業振興地域の整備に関する法律、出入国管理及び難民認定法	・都市住民が取得した農地については、農地として利用しなくなった時点で賃貸借を無効にする。 ・要件緩和の対象者は、市町村の認定が必要
B	「JAによる農地の流動化対策」 JAが農地の貸借を簡単に機動的に行うことができることとし、農地の流動化の促進を図る。また、JA自ら農地を借り入れ耕作することとし、農地の荒廃を防ぐ	JA単位	生産現場のJAが農地の貸借を行うことにより、より農地の有効活用・農地の保全管理が図れる。	農地法・農業経営基盤強化促進法	
C	(1)最低経営面積基準の撤廃 農地取得後の最低経営面積が50a以上でないと取得は困難。このため次のような農地取得ができない状況にある。 ・退職後に農業をやってみたい人の小規模取得 ・家庭菜園、ベンチャー的な取り組み (2)農地転用許可の権限移譲 農林水産大臣承認許可を知事に移譲 【現行】 ・4条申請；農林水産大臣許可－4ha超（地域整備法を除く）の農地 ・5条申請；農林水産大臣許可－4ha超（地域整備法を除く）の農地	県下全域	新規参入者の増加、耕作放棄地の解消等	農地法	
D	「アグリビジネス・インキュベータ特区」 ・生産＋加工＋流通・販売を一貫して行う農複合企業体や、バイオテクノロジーや農業技術革新等の研究開発型企業、農業や食品産業関連のベンチャー企業、農のセラピー機能を活用した福祉企業などの新世紀のアグリ産業の育成フィールド（アグリビジネス・インキュベータ）立地として特区を設ける。	集落単位（事業計画に必要となるエリア・集落）	○潜在的農業ビジネスの発掘、これによる経済の活性化 ・高付加価値大規模バラ園 ・バイオ研究関連 ・農業部門での健康・セラピー産業 ○雇用の創出、地域の活性化 ・企業、研究機関、実験ほ場等での雇用の創出	・農地法 ・農地に係る相続税納税猶予制度 ・関連開発規制法 ・企業等に対する税制	中、長期的事業計画の策定と参画する企業や研究機関の選定

	<ul style="list-style-type: none"> ・特区内では、農地使用权をリース化する。農地所有者は、参加企業や団体の活動により発生した利益よりの配当を受ける。 ・農地および研究施設等の用地の確保を容易にするため、本特区内の農地法等の各種規制法の適用除外および農地に係る相続税納税猶予制度の適用を図る。 ・この土地利用計画をコントロールするため、参画する企業や研究機関、農地所有者、自治体、有識者等による「アグリビジネス特区カンファレンス（協議会）」を設立し、利用計画の策定から管理までを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動に伴う地域の活性化 ・資材需要の創出 		
E	<p>有機農業展開特区 「安全・安心・健康」な農産物の生産を効率的かつ継続的に展開するため、有機農業を実施しようとする者が参入しやすい特区</p> <p>○必要となる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学資材使用ができる法令上の位置づけ ・固定資産税の減免等税制上の特例措置 ・農地法3条における所有権移転の制限の撤廃 ・農業用施設用地として認められる要件に緩和 	<p>集落単位～旧市町村単位</p>	<p>有機農産物市場の拡大 国内農産物価格の上昇</p>	<p>農地法、農振法、持続的農業法、JAS法、肥料取締法、植物防疫法</p>	
F	<p>①農地取得規制の緩和（一般人の農地購入、農地売買無税） 今まで、農地を所有することのできない人についても農業を永続的に継続することを条件に無税で売買を認める。</p> <p>②都市計画法規制の緩和（農業用施設のための開発を可能とする） クラインガルデン型など、都市部の人々を呼び込むような宿泊施設を整備することも可能とし、農村居住者による営農指導や農村生活指導を通じ農村居住者の人材活用と収入確保、遊休地の有効利用、新規営農者の創出を図る。 UJIターンなど新規営農を希望する人材についても積極的に誘致し、農村地域の活性化を図る。</p>	<p>市町村内の農業農村の核となる区域と市町村が位置づける区域</p> <p>市町村長が認めれば良い。</p>	<p>①農村地域と都市住民との交流を活発し、地域の活性化を図る。</p> <p>②都市住民が農地を保有する事により農地の荒廃化を防止する。</p> <p>③都市住民への農業指導等、地域の雇用促進を図る。</p>	<p>・土地に関する規制（農業の開発、所有等）</p> <p>・税制（免税）</p>	
G	<p>経営の法人化で拓く構造改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の株式会社化等による多面的戦略の展開 	<p>市町村～複数市町村単位（農業協同組合単位）</p>	<p>持続的な地域農業経営の実現と雇用創出</p>	<p>農地法上の取扱い 農業協同組合法上の取扱い</p> <p>税制上の特例措置適用 都市計画法上の取扱い</p>	<p>自立経営志向農家、農業生産法人や新たに農業経営を開始しようとする個人等の経営を阻害しないようにするなどの調整が課題である。</p>
H	<p>相続税納税猶予制度の特例を受けている農地について、相続人が構成員に含まれる営農組織等に委託して集団的な農作業を実施する場合、納税猶予制度に抵触しないことを明確化することにより、優良農地の集積を図る。（借換特例とは、別制度として） また、その場合は、猶予期間満了後においても地域</p>	<p>道路、河川等を境にして、一定以上の規模を有する農地</p> <p>（例：10ha）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営農組織等で集団化することにより、農作業等のコスト削減、作物品質の均一化 ・大型機械導入への移行に伴う効率化と労働力の削減 ・農地集積による食料の確保 	<p>相続税納税猶予制度、農振法、農地法等</p>	

	<p>の農業振興を継続的に図ることを目的として、転用・開発等に一定の制限を設ける制度とする。</p>	<p>以上)</p>			
I	<p>・効率的な農業を営む経営体（認定農業者・農業生産法人等）が土地の借り手となる場合については、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定を市街化区域であっても認める。</p>	<p>市町村単位 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は、市町村ごとに作成するため</p>	<p>・温室栽培した花きや野菜を消費者に現地で販売して、消費者との会話の中から多様化する消費者ニーズを調査し、今後の消費者動向に機敏に反応することにより、他の生産者が栽培しはじめる前に生産体制を整え、高く売れる農産物を生産できるようにする。 ・農業経営の収支を圧迫している流通経費をかけずに、かつ通信販売やインターネット販売等の特別な仕掛けがなくても、都市部の農民に、高く農業生産物を売ることができる道を拓く。そして、農業者に不足がちな販売力（経営能力）をつけてもらう。</p>	<p>農業経営基盤強化促進法</p>	<p>市街化区域については、本来市街化を進めるべき土地であるため、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定が認められていない。しかし、過去における全国的な市街化区域の過剰設定により農地のスプロール化（農地と宅地の混在化）が進んでいるが、今後は少子化による宅地需要の減少により市街化区域における遊休農地の増加が予想される。 市街化区域は土地の細分化や日照等の生産条件が悪く、効率的な農業を営むには適していない土地も多いが、生産者が多様化する消費者ニーズに敏感であるためにも消費者と直接交流する場は必要である。しかし、通信販売やインターネット販売では思ったほど注文が無く、また消費者との対話も限られるため、消費者動向を把握する多様な場の設定が望まれる。 たとえば、市街地に残った農地や温室等を拠点に花きや園芸作物を近在の消費者に日時を限定して直接販売するとか、露地栽培のいちごを季節を限って区画（畝単位）で販売し近在の消費者が食べたいときに収穫するなどの方法が考えられる。（他方で、農家にとっては収穫・出荷の手間を省くことができる。）</p>
J	<p>効率的な農業を営む経営体（認定農業者・農業生産法人等）への農地の利用集積をさらに進めるため、認定農業者・農業生産法人等が農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定を受ける（土地の借り手となる）場合については、相続税の納税猶予を認めることとする。 ただし、当該農地については、共有地は納税猶予地から除外する。</p>	<p>市町村単位 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は、市町村ごとに作成するため。</p>	<p>・効率的な農業を営む経営体（認定農業者・農業生産法人等）への農地の利用集積が進み、土地利用型農業においても認定農業者・農業生産法人等となるものが増えて、農地の効率的利用を推進していく。 ・有機農業、減農薬・減化学肥料農業を行う場合に農作物の団地化や、生産コストの低下、生産物のロットの</p>	<p>農業経営基盤強化促進法 農地法 相続税法 租税特別措置法</p>	<p>・都市部・都市近郊部では農地の価格が高いため、農地を財産として保有するという意識が残っており、土地保有型農業を行う極めて小さな規模の農家や、相続によりわずかな農地を所有する非農家が多く、農地と離れた土地や市外在住者も増</p>

			<p>拡大を図ることが可能となり、有機農業、減農薬・減化学肥料等の手法により生産された、消費者に安心・安全な農作物を現在より安価で、安定的に供給する道を拓く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の行政手続きを経ない農地の賃借を減らし、農地法3条や利用権設定等の正規の制度を利用して、安心して農地を貸すことができるようにすることが、農地の流動化をより推進する。 ・農地の保全により多面的機能を維持できるため、ダムや治水等の費用が節約できる。 ・共用地を減らし、農地の処分ができる状態にして、農業へ株式会社等の新しい人材の参入を促進する。 	<p>え、自分で耕作できなければ、近親者や近所の知人に正規の行政手続きを経ないで農地の賃借を行い（近親者や知人なら農地は返還してもらえるから）、相続税猶予を受けている場合がある。</p> <p>これでは、農地の流動化は困難であるし、借り手も高齢化しつつあり、農地を貸したい人は多くても借りたい人は少なくなりつつあり、農地の保全、特に多面的機能を維持して、ダムや治水にかかる費用を節約する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加えて、遺産分割をせずに全ての相続農地を共有にする場合も増加し、今後、相続の代を重ねると農地の処分が困難となるため、相続税猶予を受けるのに「共有地は相続税の納税猶予地から除外する。」要件を追加し、共有地を増やさないようにするべきである。
K	<p>農村の過疎化や担い手不足への対応や、履歴のはっきりしている安全安心な食品生産のためには、1次生産である農産物生産から2次の加工・3次の販売までを一貫的に行う6次産業としての展開が極めて有効である。しかしながら、農地法の制約等から、株式会社等農外資本が農地を取得又は賃借し、農業経営に参加することが事実上困難である。このため、非農業者の参入を促進し、6次産業化システムの構築を支援する「農業6次産業化促進特区」の創設が必要である。</p> <p>○特区の具体的事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工・販売業者と農業経営の一体化（菓子生産+果樹園経営、大豆生産者+豆腐生産販売、ワサビ業者+ソバ） ・農地管理から地元農産物の加工販売まで一体的に行う地域振興3セク ・農作業+土木作業等、労力の補完や技能の活用が可能な業務展開 	市町村長が計画を認定した範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・山村地域における雇用の確保と定住促進 ・農外資本の余剰労働力（土木業者等）における公共事業減少）と農村の人手不足のマッチング ・創造力豊かな食品生産（プロダクトデザイン、マーケティング面） 	<p>○株式会社等による農地の自由な取得</p> <p>農地を取得できる法人は、農業生産法人に制約されている（農地法第三条第2項）。特区においては、販売業者等（株式会社）が自由に土地を所有し農業に参画するため、この適用除外が必要である。</p> <p>○必要となる加工・販売施設設置促進</p> <p>設置者が農業者以外の場合や、自己の生産物の販売・加工が過半を満たさない施設は、農用地区域内に設置できない（農振法施行規則第一条）。特区においては、これを緩和し、株式会社等による施設設置を促進する必要がある。</p> <p>○株式会社・個人事業主への</p>

				<p>助成制度</p> <p>株式会社の参入を支援するためには、3戸以上の組織であること等、既存の助成対象要件を拡大する必要がある。</p> <p>○事業開始初期の法人税・所得税・不動産取得税の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通法人、協同組合等に係る法人税(22.0%~30%) ・個人事業主に係る所得税(10.0%~37.0%) ・不動産取得税(県税4%) ・法人事業税(県税5.0%~9.6%) ・固定資産税(市町村税1.4%) <p>→(上記五点について)事業開始後数年間の軽減</p>
L	野菜価格の低迷により、野菜生産農家の経営は極めて深刻な状況にある(特に大規模農家)ことから、現在の価格安定事業の保障基準額の見直しや平均販売価格は特区のみの価格とし、生産費を賄える事業にする必要がある。	郡単位	生産費を賄える事により、安定した経営に取り組む事ができる。	野菜出荷安定法
M	農企業創生特区 土地所有規制の弾力化	全国単位(農地法の規制緩和は全体でやるべきという主旨)	<p>現在、農地は基本的に農家以外は売買、作業の受委託等を行うことが出来ず、更には新規に農地を所有する場合は農家として0.5ha以上の面積を所有することが条件となるなど、農地を守るためにその権利移動に関して、非常に強い規制が設けられており、結果として新規の兼業農家希望者や一時的な農業体験希望者、潜在的な家庭菜園希望者等は排除されることとなり、近年の農業後継者不足、近年の価格低迷による事業拡大への意欲低下等とあいまって、農地流動化の低迷、耕作放棄地の増加といった問題が深刻化しているものと思われる。</p> <p>そこで、これら規制を一部緩和して、個人対個人による市民農園的なイメージによる貸し出しや新規就農者への面積緩和等により、これまでの施策の中心であった担い手育成だけでなく、小面積での高品質作物の生産者や兼業農家の増加、並びに趣味として農業を行う人々の増加が図られ、もって、遊休農地の解消や農業に対するイメージの</p>	農地法

			向上、といった効果が期待できると予測される。特に、より多くの人々が「土」に親しめる体制を推進することにより「食」と「農」に対する関心も高まることとなる。		
N	個人の大型経営化よりも法人組織等による集落農業経営を行う。	集落単位（隣接市町村の合併集落も含む）	物流の拠点	農業生産法人要件の緩和	集落的形成によるもので、1市町村以外にまたがっても良いものとするため、市町村間の取り決めが必要。
O	<p>○要旨 A及び周辺市町村は、土地など生産条件が整い自給バランスが良く、農業に依存する地域であり、正しく「食」と「農」の一体的な発展地域である。</p> <p>○担い手育成確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他産業退職者活用による生産組織や農作業受託組織の育成（オペレーター等としての活用） ・農地を持っている他産業従事者の55歳退職促進による担い手の確保育成 ・新規参入者 <p>○広域的連携（提携）による産地力強化と新たな産地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穀類、野菜、畜産、水産物など食料自給体制が整っており、地産地消を推進し、日本食を主とした食生活改善の推進 ・豊富な食材を有していることから、消費地への安定的食料の供給体制づくり 	<p>全国有数の農畜水産物生産地域であり、バランスのとれた食料供給力を有していることから、郡の規模で設定したらどうかと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管内連携（提携）により、地産地消を含め食料の安定供給体制づくりが可能となり、安定した所得の確保で農家経済の潤いが期待でき、就農の促進や地域経済への波及効果が期待できる。 ・退職者（高齢者）の就農促進による生涯を現役で暮らせる地域づくりが可能となることから、社会保険に頼らない、健康で明るい地域に結びつき、国庫負担等の軽減が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減反政策の緩和（適地適作）、若しくは撤廃 ・新規参入者確保を推進するため、農地法の適用除外（あつせん基準の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の断固たる食料政策（生産者は消費者の考えを知らない、消費者は生産者の考えを知らない） ・関係機関・団体（農協、漁協、酪農協等）の意識統一 ・地産地消は何も市町村の問題だけではない。日本という国で取れる食料の消費をもっと大きな視野でとらえ、食料を国民全体としての大きな問題として議論し、意識統一を図ることが重要である。（農業生産を継続していくため、ある程度の国民負担は欠かせないものと考ええる。） ・他地域や県外との連携（提携）づくり